

平成26年度第3回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第2回審議会会議録の確認について

2 議 題

一般廃棄物処理基本計画の策定について（審議）

3 その他

小金井市一般廃棄物処理基本計画

循環型都市小金井の形成

～ ごみゼロタウン小金井を ～

素 案

目 次

序 章 計画改定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけと対象期間	2
第1章 本市の現状と課題	4
第1節 前計画における数値目標の達成	4
第2節 ごみ・資源物処理量の推移	6
第3節 前計画の施策実施状況	12
第4節 小金井市の抱える課題	28
第2章 基本方針	36
第1節 目指す将来像	36
第2節 基本方針	37
第3節 市民・事業者・行政の役割	38
第4節 本計画の目標値	40
第5節 将来予測	42
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	44
第1節 計画の体系	44
第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進	46
第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進	60
第4節 廃棄物処理を支える体制の確立	64
第5節 生活環境保全の推進	67
第6節 計画の実効性を高める仕組み	69
第4章 生活排水処理基本計画	71
第1節 生活排水処理の現状	71
第2節 今後の取組	72

序章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

小金井市(以下、「本市」という。)では、平成18年(2006年)3月に「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

前計画は、平成18年(2006年)度から平成27年(2015年)度までの10年間を計画期間とし、計画期間を前期・後期に分け、おおむね中間年での見直しを予定していましたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、見直しについて延伸をしてきたところです。

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月、全焼却炉の運転を停止しました。そのため平成19年(2007年)4月以降、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしているところです。各施設の周辺住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成26年(2014年)1月、日野市・国分寺市・本市の3市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。この結果を踏まえ、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し、整備事業を実施します。

本市では、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まったことから、前計画期間の最終年度である平成27年(2015年)度から1年計画を早め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、新たな「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとします。

第2節 計画の位置づけと対象期間

1 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理の基本計画として、本市の上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画及び小金井市環境基本計画との整合を図った上で策定するものです。なお、本計画を推進するための年度毎の具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。

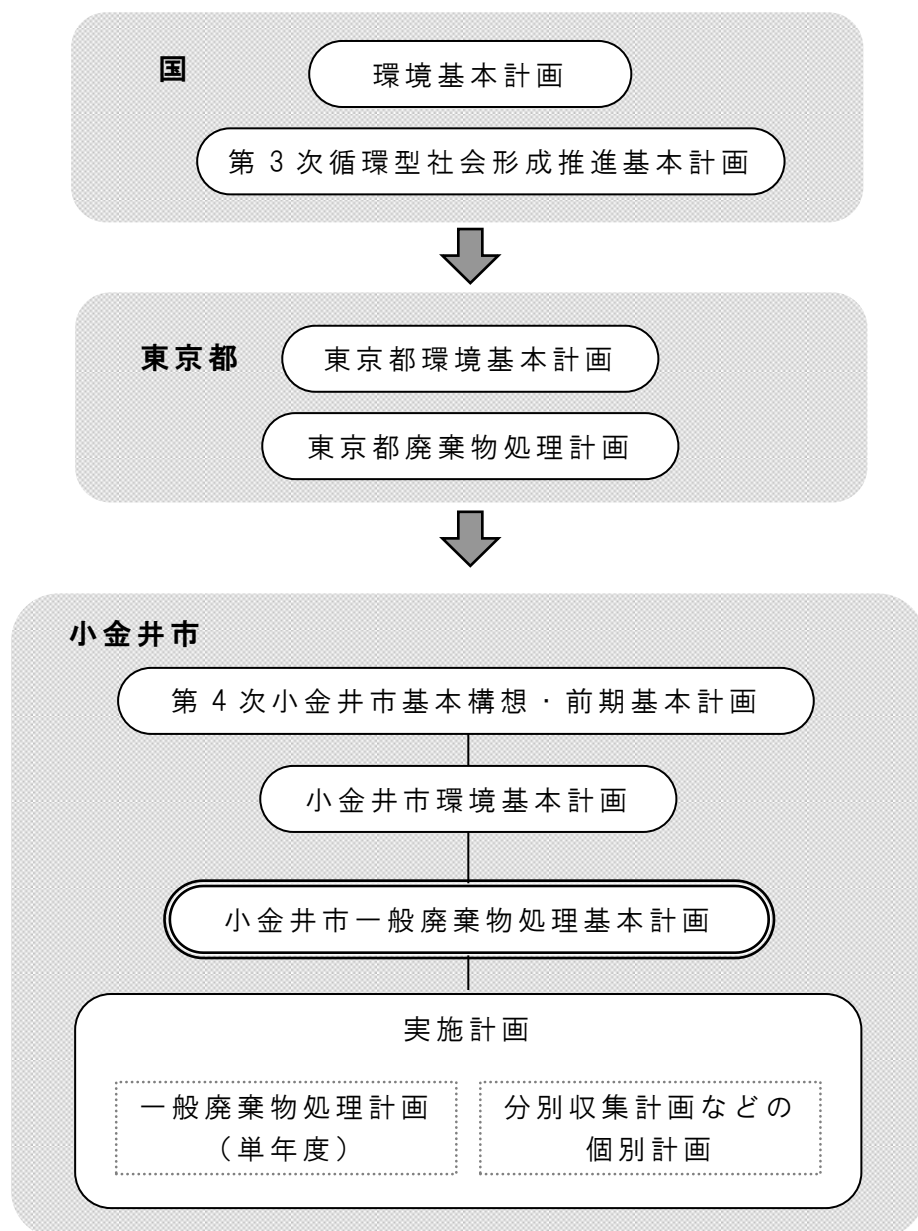


図 0-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

2 計画対象期間

本計画は、平成 27 年(2015 年)度を計画の 1 年目とし、平成 36 年(2024 年)度までの 10 年間を計画期間とします。また、この計画は、国の指針に基づきおおむね 5 年ごとに見直すこととし、社会情勢の変化、法制度の改定、計画の前提となる諸条件に変動があった場合などは、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

平成[年度] (西暦)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)
	基準 年度						中間 目標 年度					目標 年度
	前計画 (H18~H27)											
			本計画 (H27~H36)									

図 0-2 計画期間

第1章 本市の現状と課題

第1節 前計画における数値目標の達成

1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標値と実績の推移

市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量は、平成19年(2007年)度に前期目標値を達成し、平成20年(2008年)度には後期目標値も達成しています。

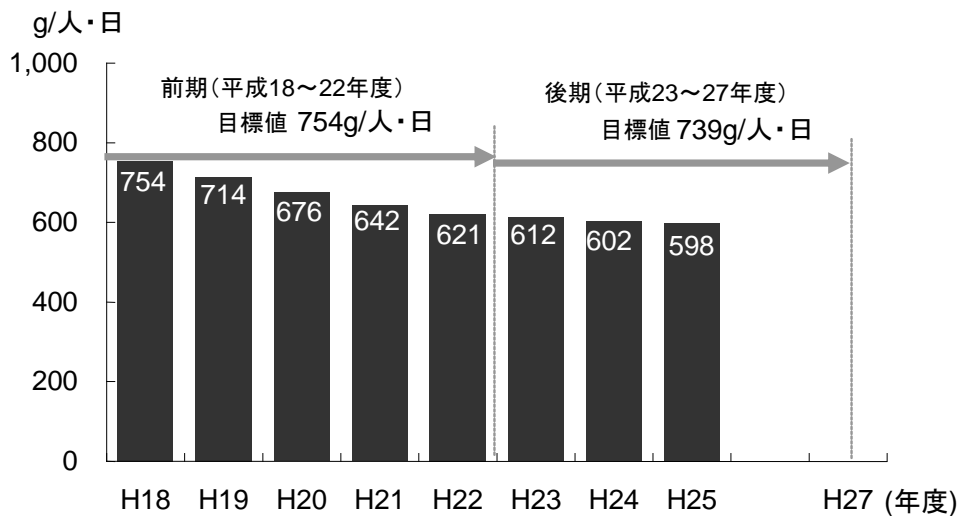


図1-1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標と実績

2 焼却処理量の目標値と実績の推移

平成19年(2007年)度に前期目標値を達成し、平成20年(2008年)度には後期目標値を達成しています。

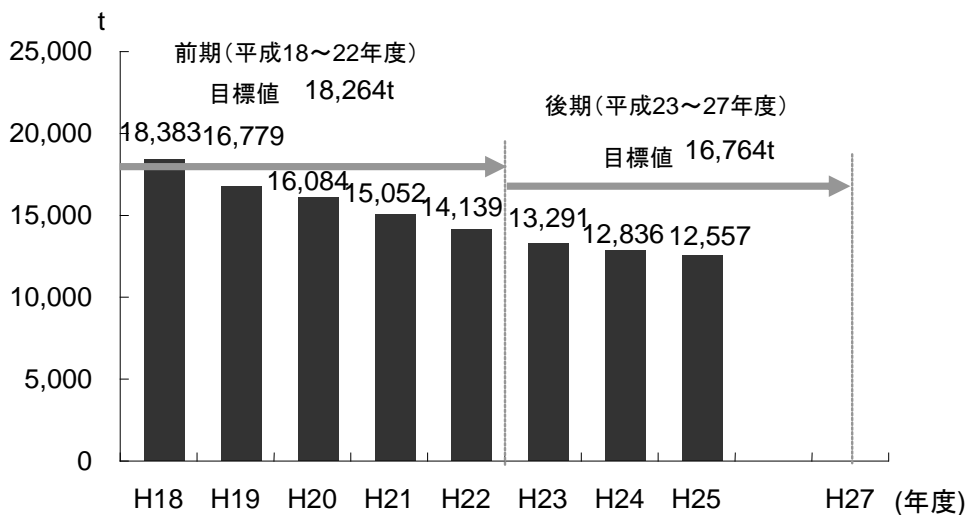


図1-2 焼却処理量の目標と実績

3 埋立処分量の目標値と実績の推移

平成18年(2006年)度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。

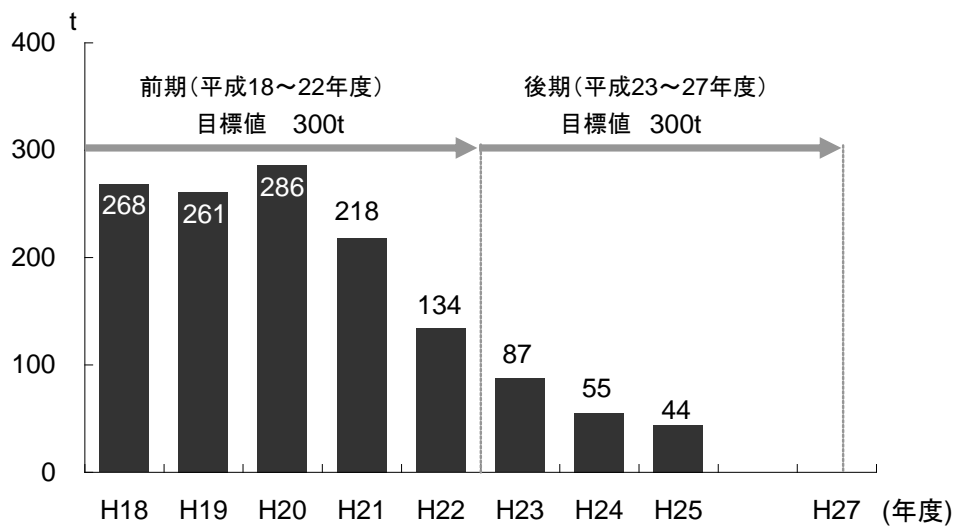


図 1-3 埋立処分量の目標と実績

第2節 ごみ・資源物処理量の推移

1 排出量の推移

(1) ごみの排出量の推移

平成18年(2006年)度以降、排出量は減少傾向が続いていましたが、平成25年(2013年)度では家庭系ごみが増加に転じ、平成24年(2012年)度と比べ総排出量も増加しています。

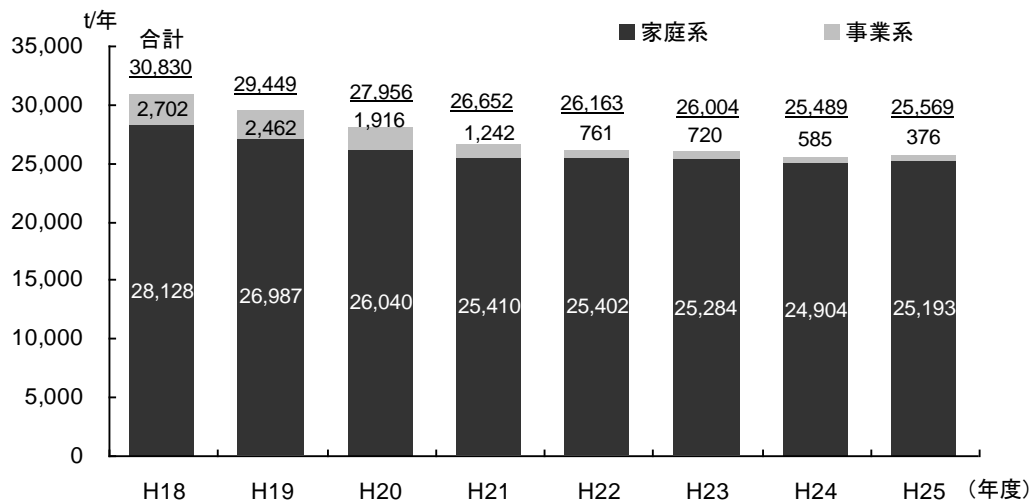


図1-4 排出量の推移

(2) ごみの項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成18年(2006年)度以降、減少傾向にあります。プラスチックごみ、資源物は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。

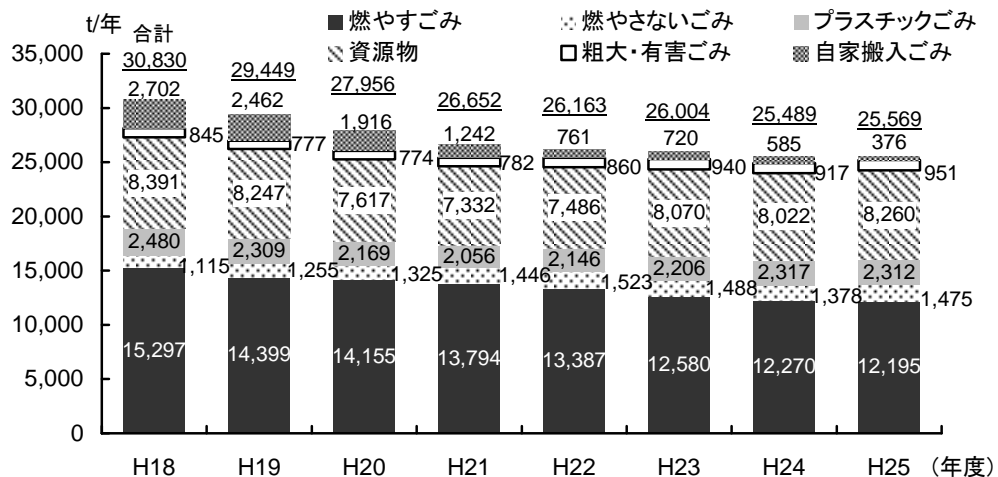


図1-5 項目別排出量の推移

2 排出量（市民 1 人 1 日あたり）

(1) 市民 1 人 1 日あたりの排出量の推移

平成 18 年(2008 年)度以降、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量は減少傾向にあります。家庭系ごみは、平成 25 年(2012 年)度はほぼ横ばいに推移しました。平成 25 年(2013 年)度は 598g となっており、平成 18 年(2008 年)度と比べると 156g 減少しました。

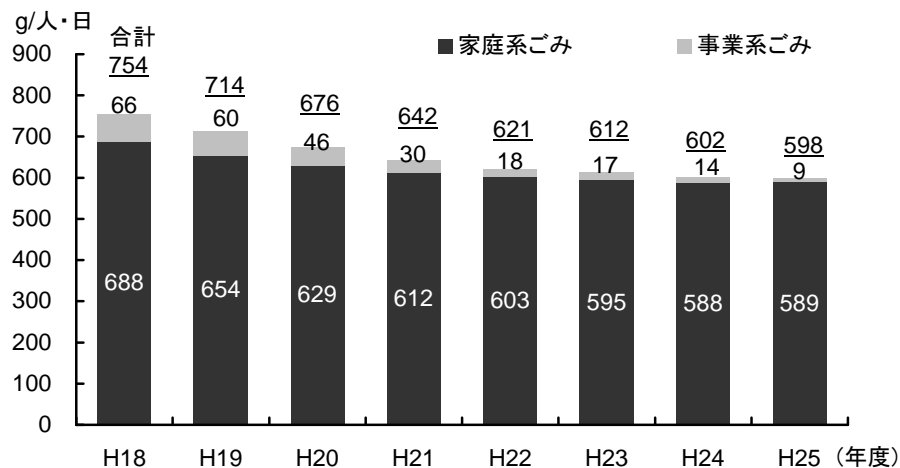


図 1-6 1 人 1 日あたりの排出量の推移

(2) 市民 1 人 1 日あたりの項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成 18 年(2006 年)度以降、減少傾向にあります。プラスチックごみ及び資源物は、平成 18 年(2006 年)度から平成 25 年(2013 年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。

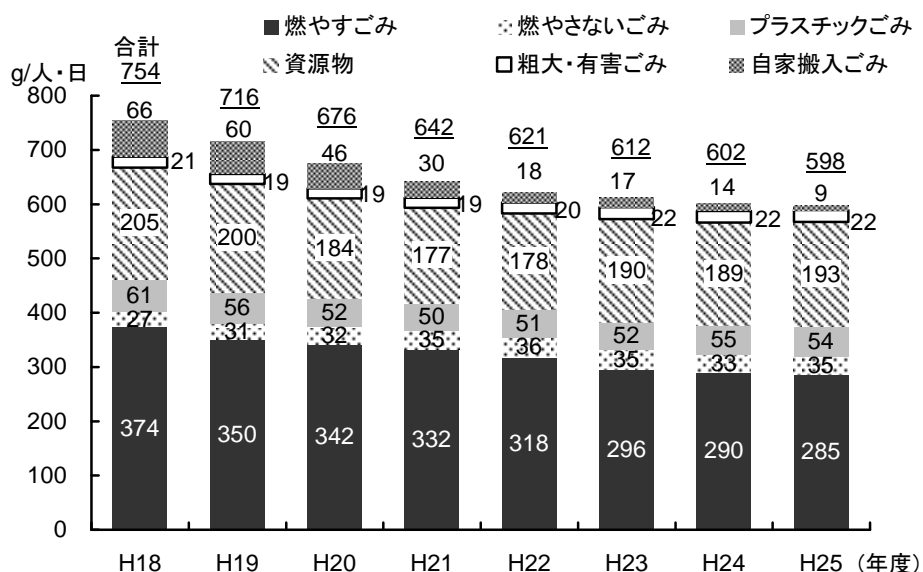


図 1-7 1 人 1 日あたりの項目別排出量の推移

3 燃やすごみの焼却量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

(1) 焼却処理量の推移

平成 18 年(2008 年)度以降、家庭系ごみ及び事業系ごみ(自家搬入ごみ)の排出量は減少傾向にあります。

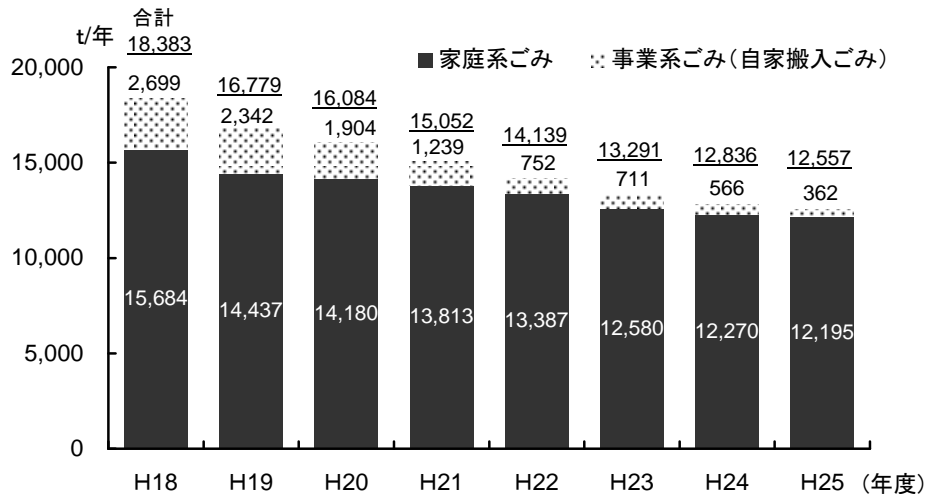


図 1-8 焼却処理量の推移

(2) 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

プラスチックごみは、平成 18 年(2006 年)度から平成 25 年(2013 年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、燃やさないごみは、同様に増減を繰り返しつつ、増加傾向にあります。不燃系粗大ごみは、平成 20 年(2008 年)度までは減少し、平成 21 年(2009 年)以降は増加傾向にあります。

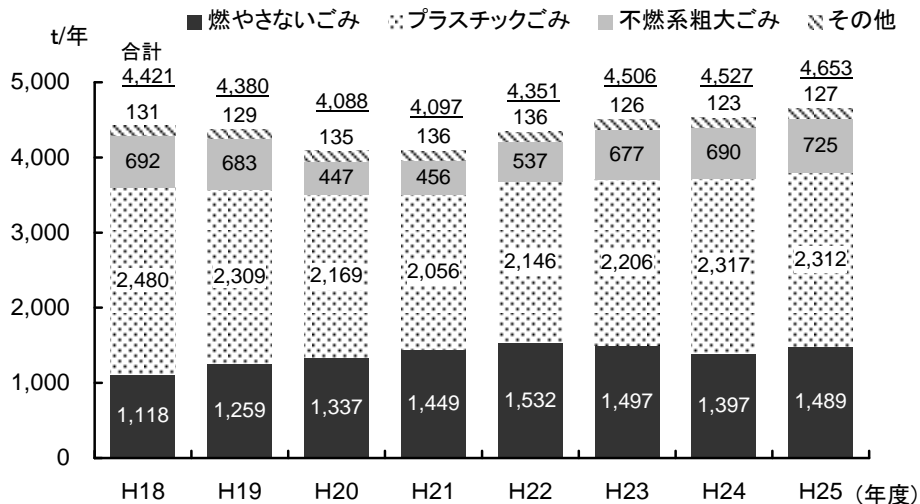


図 1-9 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

4 資源化量の推移

戸別回収及び中間処理施設での資源化量は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度にかけて、増減を繰り返しつつ、減少傾向にあります。一方、拠点回収量は、同様に増減を繰り返しています。

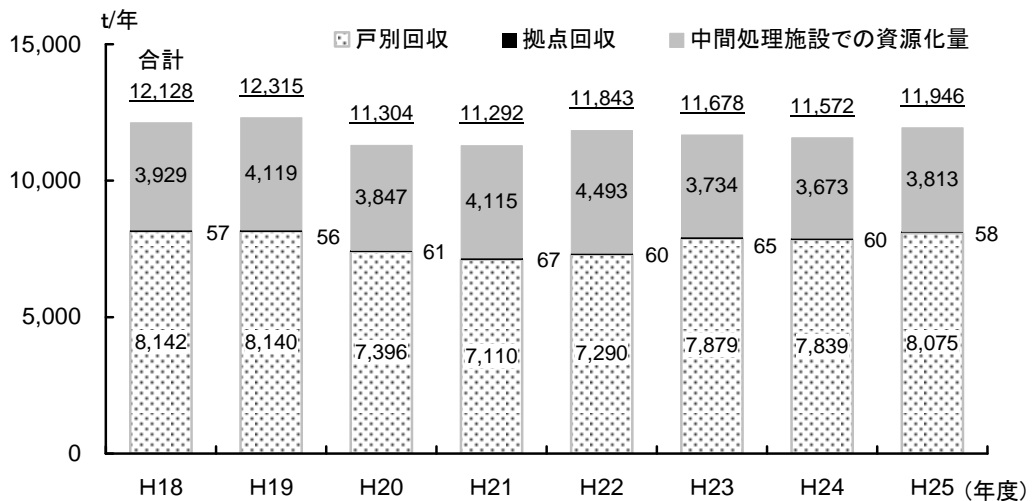


図 1-10 資源化量の推移

5 集団回収の実施団体登録数及び集団回収量の推移

実施団体登録数及び集団回収量は、ともに平成20年(2008年)度までほぼ横ばいに推移していましたが、平成21年(2009年)度以降は増加傾向にあります。

表 1-1 集団回収の実施団体登録数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
子ども会	43	44	42	42	41	43	43	42
自治会	20	19	22	41	50	54	59	72
その他の団体	31	30	30	30	29	27	27	26
合計	94	93	94	113	120	124	129	140

表 1-2 集団回収量の実績の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新聞	676	659	614	679	671	709	681	671
雑誌	250	273	282	373	395	455	463	469
段ボール	189	207	217	232	215	231	247	283
紙パック	5	5	5	7	7	6	6	6
アルミ缶	10	11	13	18	19	21	24	26
スチール缶	0	0	0	2	3	4	7	8
布	33	33	34	48	57	69	77	80
びん	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1,163	1,188	1,165	1,359	1,367	1,495	1,505	1,544

6 最終処分量

埋立処分量は、平成 18 年(2008 年)度以降、減少傾向にあります。焼却灰については、平成 18 年(2006 年)度から、全量をエコセメント化しています。

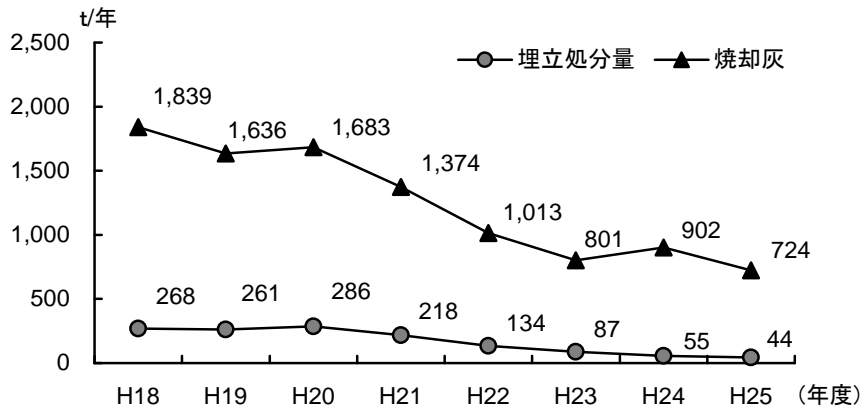


図 1-11 最終処分量の推移

7 その他

(1) 一般廃棄物処理実態調査

環境省発表「一般廃棄物処理実態調査(平成 24 年(2012 年)度版)」によると、人口 10 万人以上 50 万人未満の自治体の中で、市民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収含む)は、637g で全国 1 位となっています。

(2) ごみ処理経費

市民 1 人あたりのごみ処理経費は年々増加しています。また、1tあたりの年間ごみ処理経費についても同様の傾向を示しています。

表 1-3 ごみ処理経費

行政区分	年度	単位	H20	H21	H22	H23	H24
小金井市							
行政区域内人口		人	113,379	113,738	115,351	116,147	116,092
ごみ排出量		t	29,121	28,011	27,530	27,499	26,994
清掃費		千円	3,094,029	2,845,632	3,089,904	3,249,387	3,587,661
市民1人あたりの年間ごみ処理経費		円/人・年	27,289	25,019	26,787	27,977	30,904
1tあたりの年間ごみ処理経費		円/t・年	106,247	101,590	112,238	118,164	132,906
多摩地域							
行政区域内人口		人	4,103,973	4,128,529	4,144,325	4,150,648	4,151,161
ごみ排出量		t	1,293,306	1,236,098	1,213,426	1,207,949	1,197,672
清掃費		千円	80,949,183	83,236,382	82,244,402	77,475,279	76,893,302
市民1人あたりの年間ごみ処理経費		円/人・年	19,725	20,161	19,845	18,666	18,523
1tあたりの年間ごみ処理経費		円/t・年	62,591	67,338	67,779	64,138	64,202

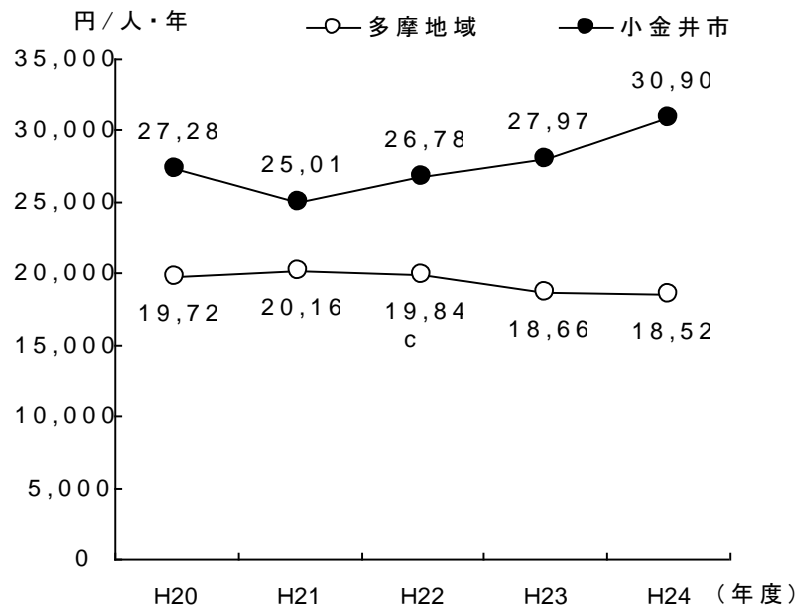


図 1-12 市民 1 人あたりの年間ごみ処理経費

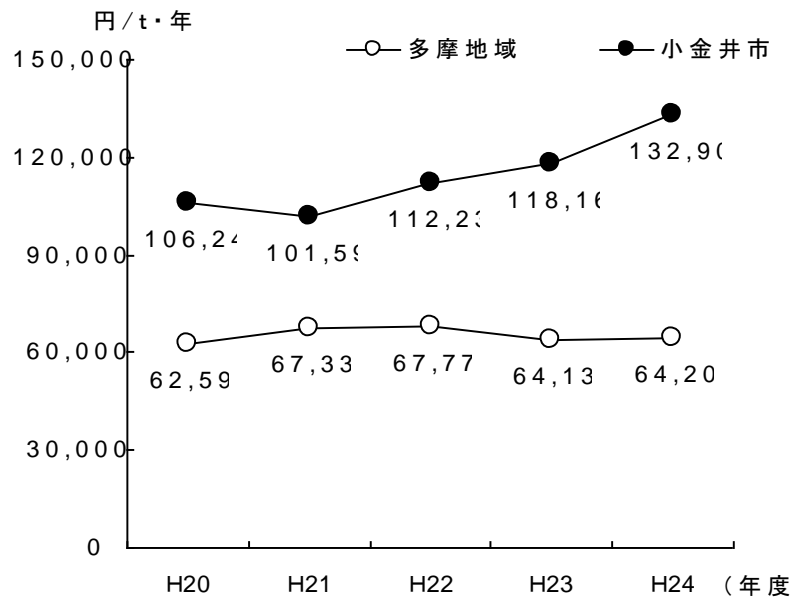


図 1-13 1tあたりの年間ごみ処理経費

※ 総務省地方財政状況調査を参考に算出

第3節 前計画の施策実施状況

前計画における各施策の実施状況は、以下のとおりです。

1 発生抑制を最優先したひとづくり・まちづくり

(1) 【重点】小金井市ごみゼロ化推進会議の設置

① 小金井市ごみゼロ化推進会議の設置

町会・自治会などから推薦を受けた者、公募市民及び一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者をごみゼロ化推進員として市長が委嘱し、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化などに向けた市の施策への協力その他活動を行うため、平成18年(2006年)10月に、ごみゼロ化推進会議を発足しました。

(2) 地域コミュニティにおけるごみゼロ化・まちの美化への取組促進

① ごみゼロ化推進員による活動の展開

ごみゼロ化推進員は、ごみゼロ化啓発部会・事業所部会・まち美化部会の3つの部会に分かれて活動しています。キャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、講演会などの企画、事業所ごみなどの実態調査及び清掃活動など、多岐にわたる活動を行っています。また、平成23年(2011年)10月にごみ相談員制度を発足し、地域におけるごみ分別指導の浸透に向けた取組を進めています。地域コミュニティにおけるごみの減量、資源化の推進及びまちの美化に向けて、ごみゼロ化推進員・事業者・行政の連携強化を図ることが求められます。

表 1-5 ごみゼロ化推進員活動実績

	ごみゼロ化推進会議(年1回総会)			
	3部会共通	ごみゼロ化啓発部会	事業所部会	まち美化部会
	開催実績			
	(役員会/キャンペーン)	(運営委員会/全体会)		
平成21年度	8回/23回	7回/8回	5回/4回	4回/2回
平成22年度	8回/21回	7回/8回	5回/4回	4回/2回
平成23年度	9回/16回	9回/6回	7回/4回	3回/2回
平成24年度	7回/12回	8回/8回	5回/5回	3回/1回
平成25年度	6回/16回	7回/8回	10回/5回	4回/1回

表 1-7 各部会の主な活動内容

<p>【ごみゼロ化啓発部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習会、見学会及び講演会などの企画 ○夏休み生ごみ投入リサイクル事業 <p>【事業所部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所ごみなどの実態調査の実施 ○市内店頭などでのマイバッグ持参運動 <p>【まち美化部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内一斉清掃への参加 ○まちの美化に向けたパトロールの実施

② 自主的なまちの美化活動の展開

町会・自治会などが自主的に行うまちの美化活動について、ボランティア袋の配布及びごみの収集などの支援をしています。

③ 町会・自治会等のモデル的な取組に対する支援

市立小・中学校の一部に設置している大型生ごみ減量化処理機器（乾燥型）を有効利用するため、毎週土曜日に地域ボランティアが実施している生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。

(3) PR・啓発事業の展開

① 広報媒体を活用した PR・啓発

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、広報媒体などを活用した啓発に取り組んでいます。

- ごみ・リサイクルカレンダー（地区別）及び分別啓発チラシの作成・全戸配布
- 市報「ごみ減量・リサイクル特集号」（年4回）の発行
- 市報（毎月15日号）でごみ減量大作戦として市長コラムの掲載
- 市ホームページによる情報発信
- 啓発用広報媒体として、アニメーションDVD、冊子、ポスター、かるた、ティッシュ及び水切り袋などの作成
- 市民・事業者・行政が連携し、啓発用広報媒体を活用したキャンペーン（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）を実施
- 市内イベントにて、ごみ分別クイズ、水切り体験、アニメーションDVDの上映、パネルの展示及びごみ減量啓発キャンペーンなどを実施
- 市内各所、収集運搬車両及びコミュニティバス（C o C oバス）に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発の横断幕を掲示

○市内広報掲示板に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発のポスターを掲示

市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なる啓発活動の充実が求められます。

② 市のホームページの充実

ごみ減量施策の紹介、ごみ分別ルールの情報提供、廃棄物に係る計画及び審議会情報など市民の皆さんにお知らせすべき情報を随時掲載しています。市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なるホームページの充実が求められます。

③ 新たな情報紙の発行

平成24年(2012年)度に、ごみ減量啓発アニメーションDVD(子ども向け・転入者向けの2種類)及び冊子を東京学芸大学との協働により作成しました。市内イベント及び小学校などでの出張講座において上映・配布を行っています。また、転入者への啓発のため、市役所第二庁舎1階の市民課フロアにおいて、ごみ減量啓発アニメーションDVD(転入者向け)を上映しています。平成25年(2013年)度には、ごみ減量啓発かるたを作成し、市内小・中学校、児童館及び保育園などに配布しています。

(4) 環境教育・環境学習の推進

① 小・中学校における環境教育の推進

小・中学生へのごみ減量・資源化啓発施策として、ごみ・リサイクルカレンダーの表紙絵の募集(小学校4年生から6年生対象)、市内小・中学校での出張講座の開催並びに中間処理場及び空き缶・古紙等処理場にて施設の見学会を実施しています。また、ごみ減量啓発かるたの読み札となる標語は中学生から募集して作成しており、子どもたちが親しみやすいツールを活用した環境教育に取り組んでいます。

② 学習の場の提供

ごみ減量への理解を深め関心を高めるため、市民主催の学習会に、市の職員を講師として派遣し、ごみ減量施策など本市の取組を伝える

出張講座を実施しています。また、市民を対象に近隣の中間処理施設の見学会を実施し、併せて市内の中間処理場にて視察者の受入れを行うなど、ごみの減量及び資源化の推進に向けた学習の場を提供しています。

③ 情報の提供

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年 4 回)、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体を活用して、市民への情報提供を行っています。

(5) 市民・事業者の多様な取組への支援

① ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組への支援

ごみ減量に向けた啓発活動として、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年 4 回)、市ホームページ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体を活用して、ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組を推進しています。さらに、市民・事業者と連携したキャンペーン(ごみ減量啓発・マイバッグ持参)を実施しています。市民一人ひとりが、日頃から、ごみ減量の基本である発生抑制を意識した行動を実践していくために、更なる取組を推進することが求められます。

② 個人・地域でのごみ減量活動への支援

身近に取り組めるごみ減量活動として生ごみの水切り及び生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進しています。また、地域ボランティアの協力のもと、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を推進するとともに、毎週土曜日実施の生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。市内イベントにてパネル展示及び水切り体験を実施することで、その重要性について周知徹底を図っています。また、ごみの減量及び分別に関する不明な点などについては、電話対応の他、清掃指導員が戸別対応をしています。更なるごみ減量に向けて、引き続き個人・地域でのごみ減量活動を推進することが求められます。

③ ライフスタイル変革への支援

市内小・中学校などへの出張講座において、市の職員を講師として派遣し、ごみの減量及び資源化の推進に向けたライフスタイル変革への支援を行っています。ごみへの関心が低く行動していない人への意識改

革を図り、ライフスタイルとして確立するよう更なる支援を行うことが求められます。

(6) ごみを出さない事業活動の推進

① 事業所ごみの排出管理の徹底

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則です。適正な分別及び法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

② 簡易認証制度の検討

環境管理の簡易認定制度を検討した結果、ごみや環境負荷の自主的な削減を図る取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者に対し自ら排出するごみの発生抑制及び資源化の推進を図っています。

(7) 拡大生産者責任の追求

① リサイクル推進協力店運動の展開

ばら売り・量り売り及び簡易包装に積極的に取り組んでいる事業所に対し、リサイクル推進協力店の認定制度を実施しています。認定された協力店については、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)及び市ホームページなどで紹介・周知を行っています。平成25年(2013年)度末で6事業所を認定しています。認定協力店拡大に向けた取組を推進することが求められます。

② リユースの促進

公益社団法人小金井市シルバー人材センター(以下「シルバー人材センター」という。)と「リサイクル事業に関する協定」を締結し、リサイクル事業所におけるリユース活動の充実に向けた事業の支援を行っています。また、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組を、市報及び市ホームページを活用して周知するなど、リユースを推進しています。また、平成25年(2013年)7月からリユース食器(カップ、皿、箸、スプーンなど)の貸出しを実施し、町会・自治会・事業者・各種団体などが主催するイベントでの使用実績があります。

③ 自主協定の締結

販売事業者との自主協定の締結を検討した結果、販売店でのレジ袋の削減及び飲食店での使い捨て容器の使用自粛などの取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者の自主的な取組の推進を図っています。

(8) 不法投棄の防止

① 不法投棄の防止体制の確立

ごみゼロ化推進員及び町会・自治会などの地域団体と連携し、道路などのまちの美化に向けたパトロール及び美化清掃などを実施しています。

(9) 市施設のごみゼロ化行動計画

① 市施設のごみゼロ化行動計画の策定

平成23年(2013年)4月に小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画を策定しました。計画期間は10年間で、平成21年度の数値を基準年度とし、対象施設ごとに前期5年間は前期基本計画として廃棄物の減量目標を25%減、資源化率目標を5%増の数値目標を定めています。施設全体の平成25年度実績は、廃棄物は約1%の減、資源化率は約3%増となりました。後期計画期間においては、前期計画期間の進捗状況を検証し、数値目標を設定することとしています。市内に6つのごみゼロ化推進部会を設け、各部会では小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を策定することとし、ごみの発生抑制、再使用及び再生利用への取組を行っています。市職員一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという自覚を持って、率先してごみの減量及び資源化の推進に取り組むことが求められます。

② 進捗状況の公表

各施設ごとの実績報告などについては、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」に掲載して公表しています。

2 分別排出・資源リサイクルの推進

(1) 【重点】新たな分別収集等

① 不燃ごみの3分別収集の開始

不燃ごみについては、平成18年(2006年)4月から、プラスチックごみ(有料)、金属(無料)、燃やさないごみ(有料)の3種に区分して分別を開始しています。

② 生ごみ分別収集の検討

生ごみを有機性資源として有効利用するため検討した結果、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進し、家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を平成20年(2008年)4月から拠点回収、平成22年(2010年)2月からは地区別に申込制による戸別回収(同年9月からは全市域)を実施しています。回収した生ごみ乾燥物は、生ごみ乾燥物肥料化実験施設にて食品リサイクル堆肥を製造して、有効利用しています。

③ 資源物リサイクルに関する行政と民間の役割の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人容器包装リサイクル協会へ引渡しリサイクルしています。また、店頭回収を実施している事業所については、自主回収・自主処理への取組を推進し、市民への周知のため、ごみ・リサイクルカレンダーへ掲載しています。更に、集団回収については、自治会及び子供会などの登録団体に対して回収量に応じた奨励金を交付し、ごみの減量及び資源化の推進を図るとともに、更なる地域活動の活性化を促進しています。集団回収実施団体数及び回収量は増加傾向となっています。

④ その他の未活用資源の有効利用方策の調査・検討

平成19年(2007年)4月から、シュレッダーごみの資源物回収を開始しています。平成20年(2008年)4月から、家庭から出る枝木・雑草類・落ち葉の戸別回収(申込制)を一部地域で開始し、同年10月からは全市域へ拡大しています。平成20年(2008年)10月から、ざつがみリサイクル袋の作成・配布によるざつがみの資源化推進事業を開始し、ざつがみ資源化の意識浸透を図っています。平成23年(2011年)4月から、回収方法(変更前:枝木・雑草類・落ち葉4束(袋)から回収 →

変更後：枝木・雑草類 1 束(袋)、落ち葉 3 束(袋)から回収)を変更した結果、回収量が大きく増加しています。平成 24 年(2012 年)4 月から、くつ・かばん類の拠点回収を開始し、更に、布類の収集品目も追加しています。平成 25 年度には、不燃系ごみに含まれる使用済み小型電子機器などの組成分析調査を実施し、効率的・効果的な回収方法を現在検討しています。平成 26 年 7 月から、難再生古紙(感熱紙、カーボン紙、アルミ付紙パック、マルチパック及び写真など)の拠点回収を開始しています。更なる未活用資源の有効利用に向けて、調査・検討をしていくことが求められます。

(2) 【重点】有機性資源の循環システムの構築

① 家庭での生ごみの発生抑制・減量の推進

家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対し補助金を交付する生ごみ減量化処理機器購入費補助制度及び生ごみ堆肥化容器の配布制度を実施しています。平成 19 年(2007 年)には、補助制度の拡充(補助率 1/2→4/5、上限額 3 万円→5 万円)を行いました。また、平成 26 年(2014 年)4 月からは、町会、自治会及び集合住宅管理組合などの団体に対し補助金を交付する大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を開始しています。更なる制度活用件数の増加を図っていくことが求められます。



表 1-6 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の実績

	購入費補助件数(件)	購入費補助金額(円)
平成 21 年度	286	12,441,100
平成 22 年度	325	15,004,800
平成 23 年度	277	11,575,000
平成 24 年度	237	9,898,700
平成 25 年度	265	11,528,900

② 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進

事業所から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する事業者に対し補助金を交付する生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。

③ 生ごみ肥料化事業の推進

平成 18 年(2006 年)10 月から、中町のリサイクル事業所横に生ごみ乾燥物肥料化実験施設を設置し、堆肥化実験を行っています。市立小・中学校などに設置されている大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を回収し、食品リサイクル堆肥を製造しています。食品リサイクル堆肥は、希望する市民及び市内農家に無料で配布し、野菜や果実の栽培に利用されています。また、平成 22 年(2010 年)3 月からは、市内農家などと連携し食品リサイクル堆肥で育てた野菜の販売を開始しています。更に、学校が夏休みの期間中、市立小・中学校に設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)を有効利用するため、地域ボランティアの協力のもと、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を実施しています。生ごみ堆肥化事業は実験事業であることから、今後の方針について検討を進めることが求められます。

表 1-7 夏休み生ごみ投入リサイクル事業の実績

	実施校(校)	参加者延数(人)	投入量(kg)
平成 21 年度	7	2,477	2,685
平成 22 年度	10	3,947	3,948
平成 23 年度	9	2,377	2,672
平成 24 年度	9	2,108	2,928
平成 25 年度	10	2,424	3,624

④ 落ち葉・剪定枝の有効利用の検討

枝木・雑草類・落ち葉の有効利用に向けて、戸別回収(申込制)を実施し、回収したものは民間処理施設においてチップ化され堆肥などとして利用しています。また、回収方法の見直しを行い回収量は増加傾向にあります。

(3) 家庭ごみの排出管理

① ごみ・リサイクルカレンダー、市ホームページなどの情報の充実

広報媒体については、ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD、冊子、ポスター、かるた、ティッシュ及び水切り袋などを作成し啓発活動を展開しています。市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なる充実が求められます。

② 地域コミュニティによるごみ分別・適正排出の徹底

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化などに向けて、地域においてはごみゼロ化推進員が中心となり、市の施策への協力その他活動を展開しています。市民・事業者・行政の連携した取組が求められます。

(4) 事業所ごみの排出管理

① 事業用指定収集袋での排出の徹底

事業者は、自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができます。事業系ごみが家庭系ごみに混入することがないように、事業者自らの責任による法令を遵守した適正排出に向けて、適宜、個別指導を行っています。

② 事業者の責任による処理の指導

行政は、事業者が自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければならないことを周知徹底し、法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

③ 一般廃棄物収集運搬許可業者を通じた指導

一般廃棄物収集運搬許可業者との連携により、搬入している処理場への立会を実施し、事業者から排出されるごみの排出傾向の把握に努めています。ごみの分別状況を把握し、ごみの減量、資源化の推進及び適正な処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

④ 事業用大規模建築物の所有者に対する指導

延べ床面積 1,500 m²以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置や廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。事業用大規模建築物における取組状況を把握し、ごみの減量、資源化の推進及び適正な処理に向けて、適宜、立入指導を実施しています。

(5) 粗大ごみなどの修理・再生事業の充実

① 修理・再生品目の拡大

シルバー人材センターと「リサイクル事業に関する協定」を締結し、リサイクル事業所における活動を支援しています。リサイクル事業所の活動を、市報及び市ホームページなど広報媒体を活用して周知するなどリサイクル事業の充実に取り組んでいます。

② 粗大ごみの受付・収集・処理体制との連携強化

粗大・枝木受付センター及びシルバー人材センターとの連携を強化し情報共有を図ることで、効率的な受付・収集・処理体制を推進しています。

3 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行と適正な埋立処分

(1) 【重点】可燃ごみ中間処理(焼却処理)システムの整備

① 二枚橋焼却場の焼却炉の廃止

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成 19 年(2007 年)3 月に全焼却炉を停止しました。

② 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行

新たな地方公共団体との可燃ごみ共同処理体制への移行を目指し、平成 16 年(2004 年)5 月に本市から国分寺市に、燃やすごみの共同処理についての協議を申し入れ、平成 19 年(2007 年)6 月に市民参加による新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、諮問後、平成 20 年(2008 年)6 月に二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設

の建設場所として答申されました。この答申の実現を目指し鋭意努力をしてきましたが、実現が困難な状況となりました。その後、平成 24 年(2012 年)4 月、日野市に、可燃ごみの共同処理を申し入れた結果、同年 11 月に日野市において、日野市、国分寺市及び本市で可燃ごみを共同処理する旨の内部決定がなされ、平成 25 年(2013 年)3 月には、3 市で共同処理を行う旨の覚書を添えて、東京都を通じて環境省に「日野市、国分寺市、小金井市循環型社会形成推進地域計画」を提出しました。その後、3 市間で協議を行った結果、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を平成 26 年(2014 年)1 月 16 日に締結しました。同年 2 月には新可燃ごみ処理施設建設準備室を日野市クリーンセンター内に設置し、本市からも職員を派遣するとともに、同年 4 月には 3 市で構成団体協議会を設置し、一部事務組合の設立や施設の整備などに向けた準備を進めています。

③ 将来の可燃ごみ焼却処理施設の整備

日野市及び国分寺市との 3 市による可燃ごみの共同処理を推進し、新可燃ごみ処理施設の平成 31 年(2019 年)度中の稼働を目指し、日野市及び国分寺市と協議し、整備事業を進めています。

(2) 【重点】中間処理場の大規模改修

① 中間処理場の大規模改修

平成 18 年から 19 年(2006 年から 2007 年)に臭気対策など大規模改修工事を実施しました。また、新たに見学者コース及び展示スペースなどを設け、環境教育・環境学習に活用しています。



② 将来の中間処理場の機能のあり方の検討

現在の中間処理場については、平成 18 年に行われた大規模改修後、おおむね 10 年間の稼働に耐えうる施設となっていますが、昭和 61 年(1986 年)の稼働以来、28 年が経過しており、施設全体の老朽化が

進んでいることから、将来の処理機能などのあり方について検討することが求められます。

(3) 安定的な最終処分

① 最終処分量の削減

ごみの減量及び資源化の推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に取り組んでいます。施設の所在する日の出町住民の負担を軽減するため、更なる最終処分量削減に向けて取り組むことが求められます。

※1 埋立処分量の削減

中間処理場で不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化処理に努めています。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)において埋立処分されています。

※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合(日の出町)のエコセメント化施設でセメント原料としてリサイクルされており、最終処分場の延命化が図られています。

② 適正処分の推進

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び市ホームページなど広報媒体を活用した情報提供並びに市内イベントでの啓発活動などを実施して、分別の徹底などを呼びかけています。

③ 広域的な連携

他自治体と連携を図り、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設にて埋立・エコセメント化事業を推進しています。

4 計画の円滑な推進と情報発信

(1) 廃棄物会計への取組

① 廃棄物会計の改善

平成 19 年(2007 年)度に環境省が示した一般廃棄物会計基準を踏まえ、本市のごみ処理を取り巻く状況など総合的に判断し、廃棄物会計のあり方について検討しています。

② 廃棄物会計の有効活用

毎年度の市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び清掃事業の概要に廃棄物会計を継続して掲載し、市民・事業者への情報提供を行うとともに、ごみの減量及び資源化の推進施策に活用しています。

(2) 計画推進のしくみづくり

① 進捗状況の点検・評価

可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえて、前計画の見直しについて延伸をしてきたことから、中間年度における進捗状況の点検・評価の実施に至りませんでした。しかし、施策をより実効性のある取組にしていくためにも、進捗状況の点検・評価を実施し、社会状況や事業の進捗状況を踏まえた計画の改善を図ることが求められます。

(3) 環境基金の有効活用

① 環境基金の有効活用

環境基金は、平成 17 年(2005 年)度に、ごみ処理施設の整備、施設解体等及び新たなごみ減量施策並びに環境保全事業の充実に必要な資金を積み立てるために設置しています。当該基金を活用した各年度の主な事業としては、平成 18 年(2006 年)度に中間処理場改修工事、平成 19 年(2007 年)度に中間処理場事務所棟等新築工事、平成 21 年(2009 年)度に生ごみ減量化処理機器購入費補助金、平成 23 年(2011 年)及び平成 24 年(2012 年)度に旧二枚橋衛生組合施設解体等工事などです。

(4) 周辺市、国・都との連携等

① 多摩地域の循環型社会づくりに向けた周辺市との連携

循環型社会形成に向けて、周辺市との情報共有などに積極的に取り組み、連携を強化しています。

② 大規模災害時の対応

小金井市地域防災計画に基づき、災害などにより排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保に努めることとしています。また、災害発生時における安定した廃棄物処理を確保するため、収集運搬業者と「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を締結しています。

③ 国・都との連携

廃棄物処理施設の整備や循環型社会形成に向けて、国・都との連携を図っています。

④ 全国に向けた情報発信

ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び市ホームページなど広報媒体を通じて全国に向けて情報発信しています。

5 可燃ごみの中間処理

(1) 【重点】多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみの中間処理

① 広域支援による可燃ごみの処理

平成19年(2007年)度より、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援により、可燃ごみを滞りなく処理することができました。新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の各自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。より一層ごみの減量及び資源化の推進に努めながら、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者への理解・協力を得ていきます。

表 1-8 可燃ごみの広域支援先

	支援先
平成 19 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合（※）、西多摩衛生組合（※）、小平・村山・大和衛生組合（※）
平成 20 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合（※）、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）、小平・村山・大和衛生組合（※）
平成 21 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合（※）
平成 22 年度	八王子市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合（※）
平成 23 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合（※）、多摩ニュータウン環境組合（※）
平成 24 年度	三鷹市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合（※）
平成 25 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）
平成 26 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）

○一部事務組合構成市（表中※印）

柳泉園組合：清瀬市、東久留米市、西東京市

西多摩衛生組合：青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町

多摩川衛生組合：稲城市、狛江市、府中市、国立市

小平・村山・大和衛生組合：小平市、東大和市、武蔵村山市

多摩ニュータウン環境組合：八王子市、町田市、多摩市

② 新焼却施設の早期建設

日野市及び国分寺市との 3 市による可燃ごみの共同処理を推進し、新可燃ごみ焼却処理施設の平成 31 年（2019 年）度中の稼働を目指して整備事業を進めています。

③ 全市的なごみ減量努力

市民・事業者・行政の協働による取組の結果、可燃ごみの減量は、着実に進んでいます。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の各自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。循環型社会の形成に向けた取組を推進するとともに、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、より一層ごみの減量及び資源化の推進に取り組むことが必要です。

第4節 小金井市の抱える課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量、資源化の推進及び中間処理などに係る諸課題について、以下のとおり整理しました。

1 発生抑制

(1) ごみをもとから増やさない

大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するためには、市民一人ひとりが3Rの取組を実践することが必要ですが、その中でもまずはごみとなる物を増やさない発生抑制に取り組むことで、ごみの総量を減少させることが重要です。

① 燃やすごみ

本市では、燃やすごみの減量を目指し、分別収集品目の増設、生ごみの減量化・堆肥化等に取り組んだ結果、可燃系ごみ量は減少傾向にあります。しかしながら、燃やすごみの中には、組成分析調査の結果では未利用の食品残渣(約5%)や資源になる紙類(約11%)の混入も見られることから、発生抑制の取組や、分別の徹底により、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。そのためには、市民が日常生活の中で、発生抑制を優先とした3Rに無理なく取り組める施策の展開が必要です。



図 1-14 未利用食品残渣(左)と混入していた紙類(右)

② 燃やさないごみ・プラスチックごみ

近年、燃やさないごみ・プラスチックごみについては、増加傾向が続いています。人口の増加や分別が徹底されてきたことが影響しているとも考えられますが、ごみ量全体を減量する点からも燃やさないごみ・プラスチックごみの減量は不可欠です。市民が日常生活の中で、発生抑制を優先とした 3Rに無理なく取り組める施策の展開が必要です。また、市民アンケート調査にも記述がありましたが、商品を製造・販売する事業者が率先して分別しやすい製品の開発や簡易包装などに取り組むことを促す施策も必要です。

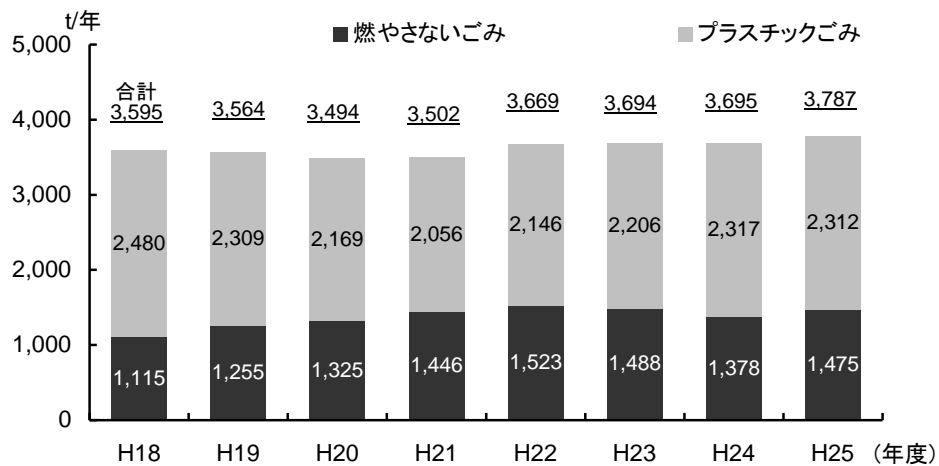


図 1-14 燃やさないごみ・プラスチックごみ量の推移

(2) 広域支援

本市の大きな課題である可燃ごみ処理については、平成 26 年(2014 年)1 月、日野市及び国分寺市との 3 市共同による新可燃ごみ処理施設の建設に向けて覚書を交わし、平成 31 年(2019 年)度中の稼働を目指していますが、それまでの間は引き続き多摩地域の各団体に処理をお願いする必要があります。支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、更なるごみ減量と分別の徹底に取り組むことが必要です。

(3) 意識改革

ワークショップにおいて子どもから、ごみ減量のアイデアとして、「マイバッグを利用する」、「トレーに入った食材を買わない」といった意見が多く出され

ています。一方、市民アンケート調査においては、「マイはし」や「マイボトル」の利用、食品トレーなどの店頭回収の利用は「していない」との回答が約20%～約40%あったことやごみ組成分析調査において未利用品や食べ残しが確認できたことから、ごみとなるものをもらわない、買わないなどの発生抑制への取組の裾野を広げる余地はまだあるものと考えられます。ごみの減量を進めるためには、環境やごみへの関心が低い人や転入者の意識向上、取組への参加に向けた対策を強化し、取組の裾野を拡げることが必要です。また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しては、排出抑制や減量化などへの取組が生活の一部として無理なく取り込まれ、ライフスタイルとして確立するよう、様々な支援を行うことが必要です。

2 リユース施策の周知

くつ・かばん類の拠点回収(平成24年(2012年)4月から実施)及びリユース食器の貸し出し(平成25年(2013年)から実施)は、導入年度が比較的新しい施策です。市民アンケート調査では、くつ・かばん類の拠点回収について「知らない」という回答者が約50%以上となっており、ごみ組成分析調査においても、燃やさないごみにリユース可能なくつ・かばん・ベルトなどが混入しているケースが確認されました。また、両事業ともに制度は知っていても、実際には利用・活用したことがないという市民も多くいることから、施策を普及・強化できる余地がまだあると考えられます。また、リサイクル事業所におけるリユース活動についても、「知らない」または、「(活用)していない」という回答者が約77%を占めることが市民アンケート調査から明らかとなっており、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組について、広報媒体を活用して広く周知することが必要です。

3 リサイクルの推進

(1) 分別の徹底

分別区分を分かりやすく周知するなどして、分別の徹底を推進することが必要です。市民アンケート調査において、回答者の約64%は分別を「徹底している」と答えていますが、約34%は「徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している」と答えています。また、ごみ組成分析調査の

結果をみても、資源になるものの混入などごみ減量の余地があると考えられるため、分別方法が分かりにくいごみの分別区分の情報提供や清掃指導員による指導など、適正排出に向けた啓発や周知を行うことが必要です。

【設問 4】 ごみの分別はどの程度行っていますか。(○は1つ)

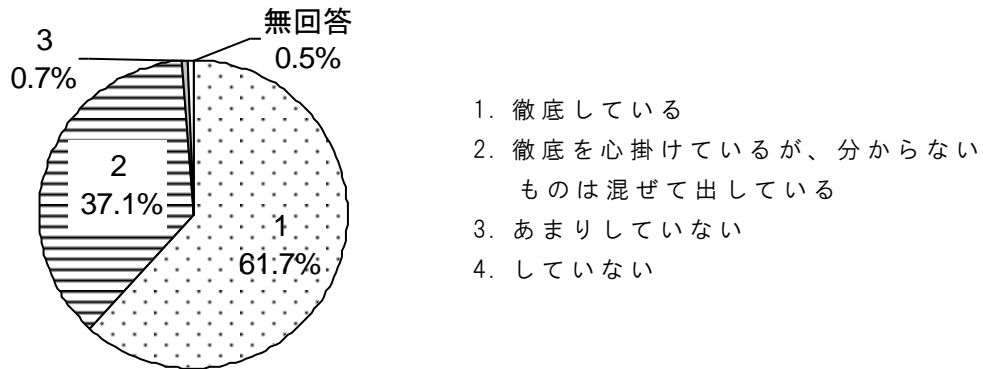


図 1-15 市民アンケート（問 4）の回答

(2) 資源化ルート確保

現在、本市では多くの品目についての資源化施策を行っていますが、市民の協力により排出された資源物は適正な方法で運搬・処理し資源化されることが求められます。そのためにも、資源になるものが適正に資源化されるためのルートを構築し安定的な運用をはかっていくことが必要です。

(3) 生ごみ堆肥化事業の推進

近年、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用者は年間 300 人前後で推移していますが、可燃系ごみの減量は年々鈍化していること、可燃ごみ中に厨芥類が占める割合の高さから、生ごみ減量に対する取り組みの一層の強化が必要です。そのためには、「新規利用者の拡大」と「継続的な機器の利用」が不可欠です。新たな制度利用者の拡大については、より広く市民に周知するため、現在の情報発信の方法について検討する必要があります。また、継続的な機器の利用に向けては、機器利用者に対するアンケート※において明らかとなった機器を使用中止した理由（「臭い」、「電気代の高さ」、「機械の故障」、「面倒になった」など）に対応し、利用希望者の生活スタイルや要望にあった機器が選択できるよう、製品情

報(性能、維持費用など)や適切な使用方法、生成物の処理などに関する十分な事前説明が必要であると考えられます。また、今後、大型生ごみ処理機の新規設置や家庭用生ごみ減量化処理機による生ごみ乾燥物の増加と堆肥の活用方法を見据え、生ごみ堆肥化事業実験施設のあり方についても検討が必要です。

※機器利用者に対するアンケート:家庭用生ごみ減量化処理機の補助金制度利用者を対象に、制度利用後1年以上経過した市民を対象として平成22、24、26年(2010、2012、2014年)に実施。

(4) 枝木・雑草類・落ち葉の資源化

近年の枝木・雑草類・落ち葉の回収量は増加傾向にあり、今後、安定的に資源化を推進していくためには、効果的な資源循環システムを構築することが必要です。

(5) 未活用資源の研究・検討

本市では、既に多くの品目について、回収しリサイクルを進めています。今後のリサイクル技術の発展に伴い、既存回収品目の資源化効率の向上、新たな資源化可能な品目の増加の可能性があります。これらの情報についても積極的に収集し、費用対効果などにも留意しながら、積極的な情報収集により、資源循環システムの再構築や未活用資源の利用を研究・検討することが必要です。

4 啓発活動の充実

(1) 多様な啓発活動の実施

本市は近隣に複数の大学が立地し、23区などへの通勤圏内であることから、学生や単身者、共働きの家庭など多様な年齢層と生活環境が見られます。また、転出入者が多いという特徴があるため、転入者への啓発は非常に重要です。ごみ組成分析調査では、単身集合住宅などにおいて、チラシ、紙製容器包装、紙パック及びダンボールなどの資源になる紙類の燃やすごみへの混入や本来燃やすごみに排出すべき厨芥類や資源化可能な紙類、プラスチック類が燃やさないごみの中に混入するなど、分別が

未徹底であることが明らかとなりました。ごみの発生抑制及び分別の徹底を目指すためには、多様な人へ向けた効果的な啓発の工夫が必要です。削減量の成果を提示するなど、取り組みの効果を市民にわかりやすく示し、日常的な取り組みに対する意欲・意識を高める必要があると考えられます。ワークショップにおいても、これまで市が行ってきた様々な施策を広く市民に知ってもらい、市民一人ひとりの意識向上を図ることが重要であるとの意見があったように、効果的な啓発活動により、1人でも多くの市民に本市の取組を周知徹底することが必要です。

(2) 環境教育・環境学習の推進

本市では、冊子や DVD などの啓発・教育用ツールの作成の他、大人から子どもまでの全ての市民向けの環境教育・環境学習(出張講座)を実施しています。しかしながら、市民アンケート調査によると、約 67%の市民が事業を実施していることを「知らない」と回答しています。各種講座の情報や啓発・教育用ツールの貸出事業の周知徹底が必要です。また、市民の様々な要望に対応できるようにメニューを多様化するなどの見直しを行い、環境教育・環境学習を推進していくことにより、1人でも多くの市民にごみや環境への関心を促すことが必要です。

5 事業者への働きかけ

(1) 法令の遵守

事業活動により排出されるごみは自己処理が原則となっており、事業者は自らの責任で法令を遵守した適正な処理を行うことが必要です。事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の強化が必要です。

(2) 意識の向上

事業所アンケートでは、ごみ減量・資源化を進める上での問題点のひとつとして、「従業員へ意識を浸透させることが難しい」ことが挙げられています。従業員すべてが本市に居住しておらず、ごみ減量や分別、リサイクルに対する意識も個人差があります。事業所におけるごみの減量、適正処理を

進めるためには、従業員の意識向上を図り、一体となって取り組めるような情報提供を行う必要があります。

(3) 事業者の状況に応じた対応

事業所アンケートでは、ごみ減量・資源化を進める上での主な問題点として、「資源物を保管しておく場所がない」が最も多く挙げられました。また、今後ごみ減量・資源化を進める上では、「ごみ減量・リサイクルの事例紹介」や「ごみ減量・リサイクルマニュアルの提供」を要望する意見が多く、ごみ減量・リサイクルの手法や実施事例、アイデアなどの情報が不足しています。ごみの減量、適正排出及び適正処理に向けて、事業者の状況に応じた働きかけが必要です。

(4) リサイクル推進協力店認定制度の拡大

近年、リサイクル推進協力店数はこれまで協力いただいていた店舗の閉店等の影響により現在 6 店舗となっています。リサイクル推進協力店数の拡大は、市民が利用しやすくなるだけでなく、事業所への意識啓発にもつながるため、認定要件などについての見直しを図り、事業者と行政が協力して取組を展開することが必要です。

6 地域における取組

(1) 市民・事業者・行政 の連携

ごみゼロ化推進員で構成されるごみゼロ化推進会議が発足し、市民と行政が協働でごみ減量や分別の啓発に向けて取り組む体制が整えられてきました。今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報の共有化を図り、地域における連携体制を強化することが必要です。

(2) 集団回収への参加を促進

本市の集団回収量は増加傾向にあります。市民アンケート調査における集団回収を利用・活用している人の割合は約 33%に留まっています。集団回収を「知っていても利用・活用していない」、または「知らない」場合も多いため、周知の徹底に加え、より多くの人に参加しやすい集団回収の

あり方を検討するなど、地域において、市民が集団回収を利用できる多様な機会の提供が必要です。

7 可燃ごみの共同処理体制に向けた整備

現在、日野市及び国分寺との3市共同による可燃ごみの共同処理に向けた協議を進めています。共同処理の実施体制の整備に努め、可燃ごみの安定的な処理体制の確立を目指す必要があります。

8 中間処理場の更新

不燃ごみを破碎・選別処理している中間処理場（昭和61年12月稼働）は老朽化が進んでいます。今後の中間処理のあり方を含めて検討を行うことが必要となります。

9 最終処分場の延命化

本市は、多摩地域25市1町（構成団体）の一員として東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場において、資源化することができない不燃系ごみの一部及び焼却灰の最終処分（埋立処分）を行っています。東京たま広域資源循環組合では、平成18年（2006年）から焼却灰をエコセメント化する施設を稼働させ、埋立処分量の大幅な削減を達成しています。今後多摩地域では新たな最終処分場の確保が困難であることから、現体制を継続することは不可欠となります。最終処分場の延命化に向けて、ごみの減量及び資源化の推進を図ることが必要です。

第2章 基本方針

第1節 目指す将来像

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、3R(発生抑制、リユース、リサイクル)(※)を推進する「循環型都市 小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指します。

目指す将来像

循環型都市小金井の形成

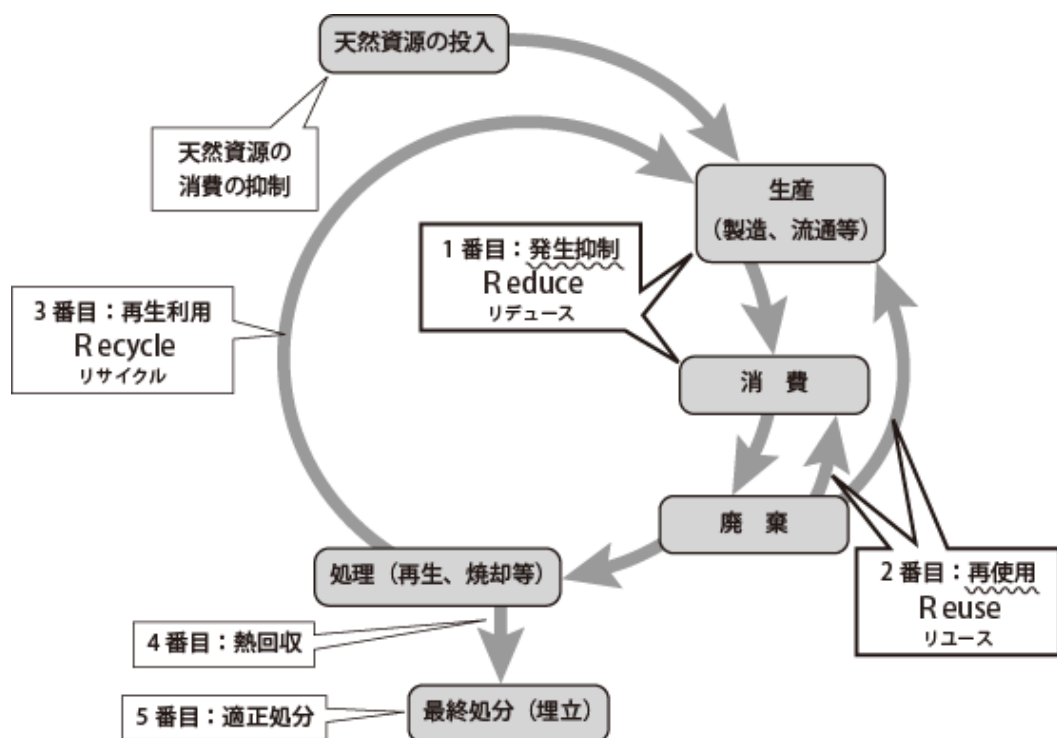
～ごみゼロタウン小金井を～

3Rとは、「リデュース (Reduce) =発生抑制、リユース (Reuse) =再使用、リサイクル (Recycle) =再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

第2節 基本方針

1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

循環型都市小金井の形成に向けては、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を実践することが重要です。3Rは順番が大切です。まずは発生抑制、次にリユース、そしてリサイクルに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料

図 2-1 3Rの流れ

2 安心・安全・安定的な適正処理の推進

循環型都市小金井の形成に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われることが重要です。そこで、本計画では、安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。

第3節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政はそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。それぞれが相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができます。

1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。まずは、発生抑制に取り組みます。ごみになるものはもらわない、買わないなど発生抑制につながる取組を実践し、ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着していくことが大切です。次に、リユースに取り組みます。使えるものは何度でも使うなど、ものを大切に作る取組を日頃から実践することが大切です。そして、リサイクルに取り組みます。資源となるものの分別を徹底し、また、町会や自治会などで行っている集団回収など身近で行われている活動に参加することも大切です。

2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。レジ袋の削減、食品ロスの削減、分別の徹底、環境に優しい製品及びサービスの提供などに取り組むことが大切です。また、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。さらに、自ら生産する製品などは、廃棄物となった後まで一定の責務を負うことが求められます。

3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組みます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、本市の取組の周知徹底と施策の推進を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における安心・安全・安定的な適正処理を推進します。さらに、災害発生時の対応に向けた体制整備並びに多摩

地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携を強化するなど廃棄物処理を支える体制の確立に取り組むとともに、不法投棄防止体制の確立及び環境負荷低減の促進など生活環境保全のための取組を推進します。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行っていきます。

第4節 本計画の目標値

1 市民1人1日あたりの家庭系ごみ・資源物排出量 (g/人・日)

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、市民1人1日あたりの家庭系ごみ・資源物排出量を目標値として設定します。

平成36年度までに

基準年度からマイナス10%減量 530g/人・日以下

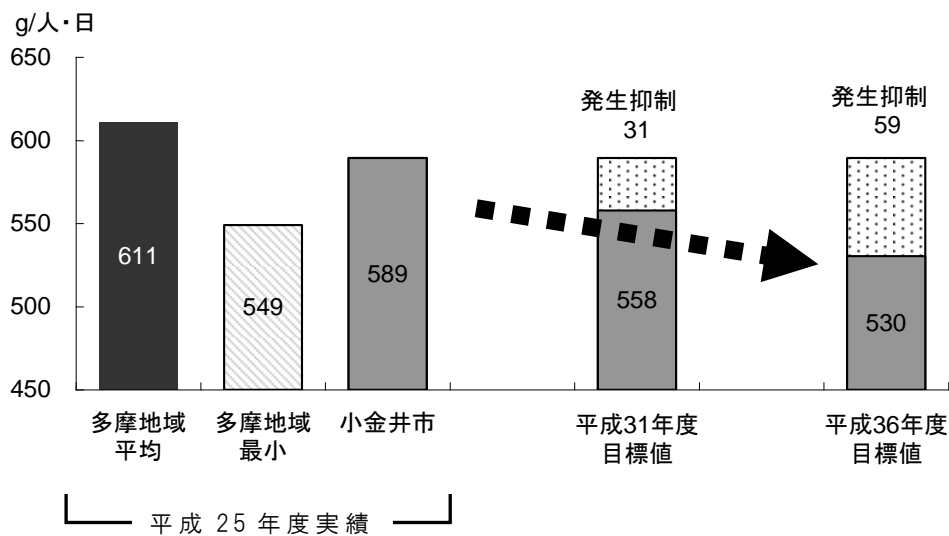


図2-2 削減目標(1人1日あたりの家庭系ごみ・資源物排出量)

[目標設定の考え方]

平成25年度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ・資源物排出量は589g/人・日です。また、同年度の多摩地域の平均は611g/人・日、最少値は549g/人・日となっています。そこで本市は、家庭から排出される生活系ごみ全般の発生抑制に取り組むことで、市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量を多摩地域で最少レベルにすることを目指します。

2 埋立処分量 (t)

最終処分場の長期安定的な運営に向けて、東京たま広域資源循環組合の定める配分量を目標値として設定します。

平成36年度まで

東京たま広域資源循環組合の定める配分量未満

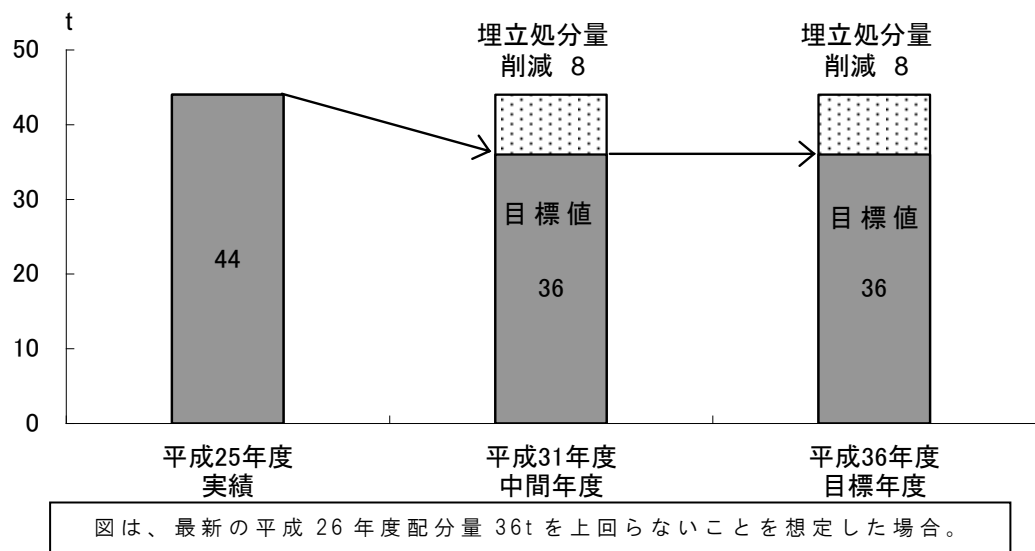


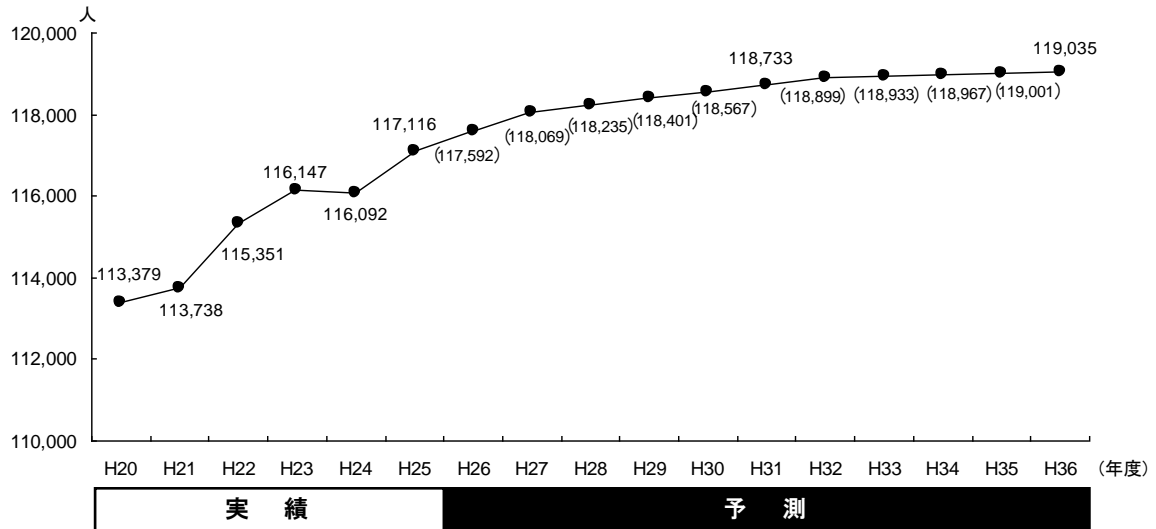
図 2-3 削減目標（埋立処分量）

また、東京たま広域資源循環組合の定める配分量が今後減少となる場合には、更なる埋立処分量の削減を目指していきます。

第5節 将来予測

1 将来人口推計

本市における将来人口については、上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画に従います。今後も微増傾向が継続すると考えられ、目標年度である平成36年(2024年)度の人口は119,035人と推定されます。平成25年(2013年)度に比べ、1.6%の増加となる見込みです。



第4次小金井市基本構想・前期基本計画では、コーホート要因法を用いて平成27年(2015年)、平成32年(2020年)、平成37年(2025年)の5年ごとの人口を設定しています。本計画についてもその数値に従い、設定のない各年の人口は、直線式で補完して推計しています。

図2-4 将来人口推計値

2 ごみ量の推計値

将来の人口予測などを加味したごみの推計量は図のようになります。

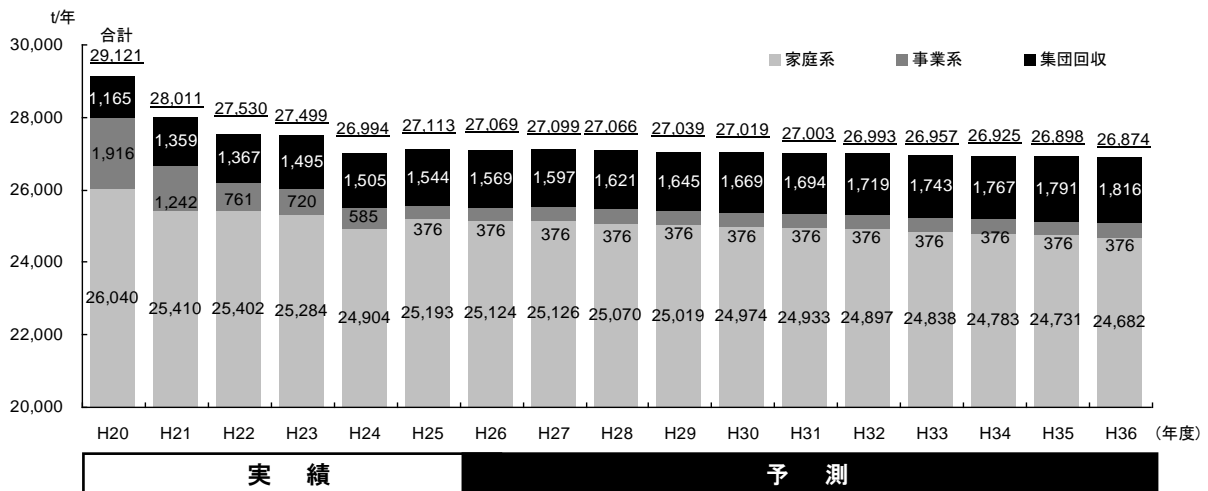


図2-5 排出量の将来予測(現状推移)

ただし、事業系可燃ごみについては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の対象となっていないため、現時点では、民間の一般廃棄物処理施設で処理を行っていますが、今後、可燃ごみの共同処理を実施するにあたり、3市で異なっているごみ処理手数料の改定を行った場合には、事業系可燃ごみ約 2,000tが新たな施設に搬入されることも想定されます。

3 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ・資源物排出量の比較

市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ・資源物排出量について、現状推移と目標達成時を比較したものを図 2-6 に示します。

現状推移した場合に比べ、平成 31 年(2019 年)度の中間目標年度では約 17g の減量、平成 36 年(2024 年)度の目標年度には約 38g の減量を達成する必要があります。

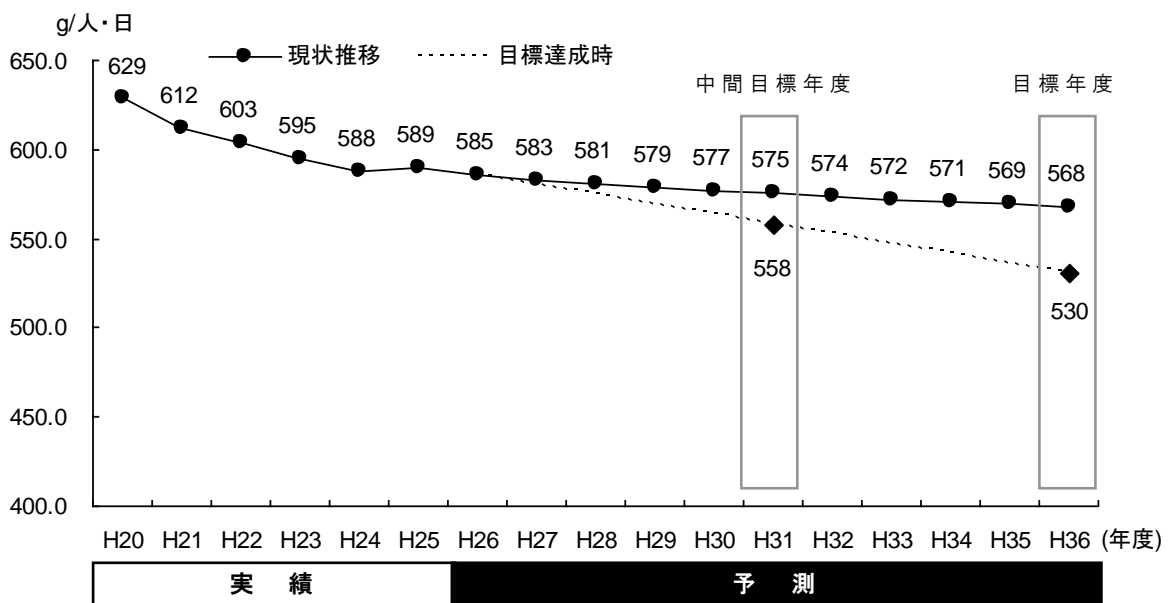


図 2-6 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の比較

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 計画の体系

本計画の体系を示します。2つの基本方針に基づき、14の項目により構成しています。

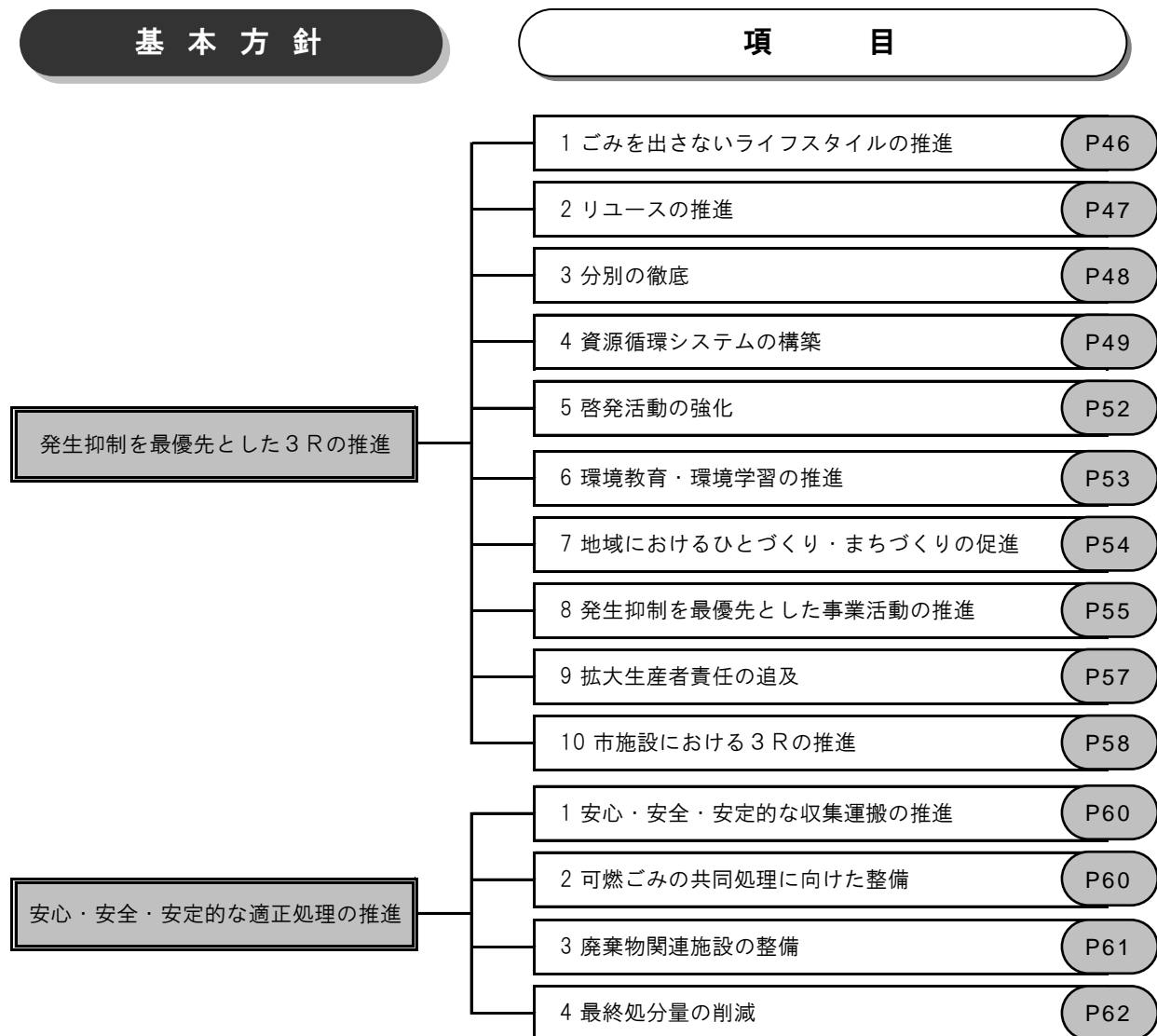
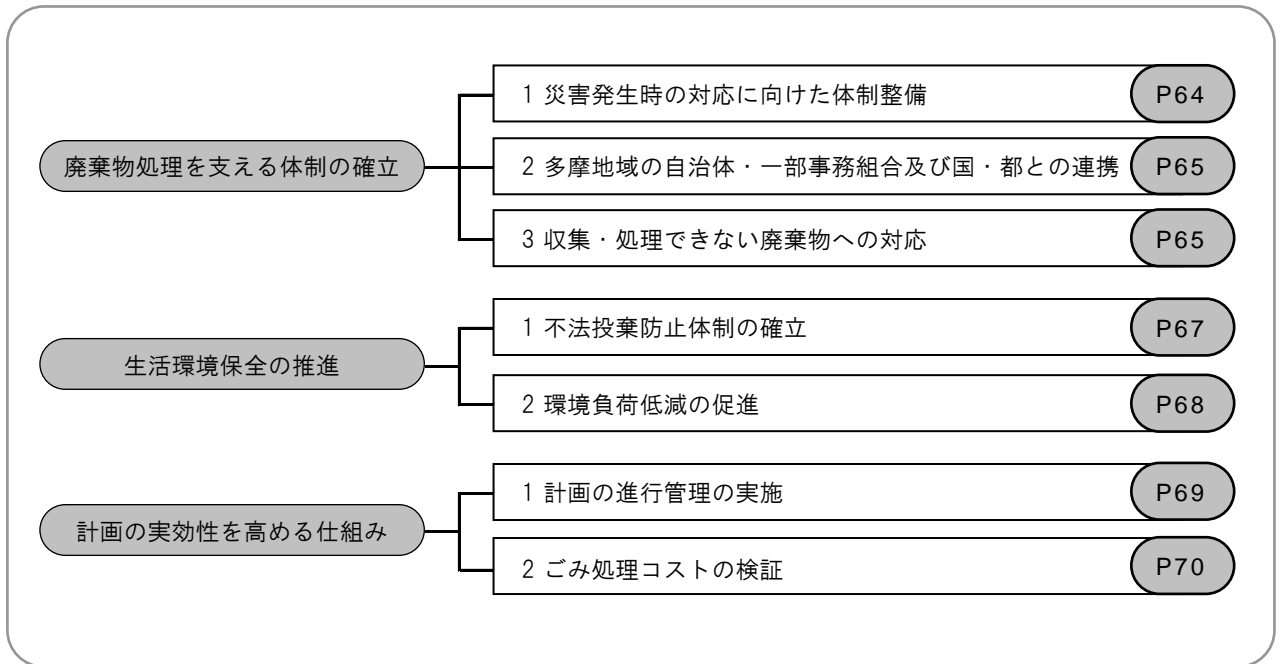


図 3-1 体系図

また、適正処理などの円滑な廃棄物行政を確立し、本計画の遂行を支えるために必要な事項については、以下のとおりとします。



第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

1 ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみの減量に向けて最も大切なことは、ごみになるものを元から減らす発生抑制です。ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着するためには、一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、日頃から、ごみの発生抑制を意識した行動を実践することが重要です。ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作る機会を提供して動機づけを図り、市民一人ひとりのライフスタイル変革への支援を推進します。また、実践につながる仕掛けや仕組みを作り、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組を推進し、展開します。

取組内容

(1) ライフスタイル変革への支援

地域における市民主催の学習会など市民が集う場に、市の職員を講師として派遣し、ごみ行政への関心を促し、ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作るための丁寧な説明を実践します。市民との交流の場を多く提供していくことで、市民一人ひとりのライフスタイルの変革を支援します。

(2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進

ごみになるものを元から減らすため、ごみになるものはもらわない・買わない取組を推進します。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図ります。

(3) 食品ロス削減の推進

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のロスを削減するため、食材を買い過ぎない・作り過ぎない・無駄なく使う・食べ残さない取組を推進します。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図ります。

(4) 生ごみの水切りの推進

生ごみには大量の水分が含まれていることから、水切りを徹底することで燃やすごみの発生抑制につなげます。生ごみの水切りは、家庭で誰もが手

軽に実践できる発生抑制方法であるため、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知します。

(5) マイバッグ・マイボトルの利用促進

不燃系ごみの発生抑制のために、消費者が主体的に選択でき、誰もが簡単に実践できるマイバッグ・マイボトルの利用促進を図ります。マイバッグの持参は、レジ袋の削減につながります。また、水筒やタンブラーなどの繰り返し使えるマイボトルの利用は、ペットボトルなど使い捨て容器の利用の削減につながります。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知します。

取組内容	前期	後期
(1) ライフスタイル変革への支援	推進	推進
(2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進	推進	推進
(3) 食品ロス削減の推進	推進	推進
(4) 生ごみの水切りの推進	推進	推進
(5) マイバッグ・マイボトルの利用促進	推進	推進

2 リユースの推進

発生抑制の次に取り組むべきことは、使えるものは何度でも使うリユースです。不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に作る取組を日頃から実践することが重要です。リユースルートの構築と円滑な運用を推進するとともに、リユース施策及びリユース活動を広く市民に周知することで、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。更に、新たなリユース施策についても調査・研究していきます。

取組内容

(1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進

再使用可能なものについて、効率的なリユースルートを構築し円滑な運用を推進します。また、社会状況の変化など状況に応じてその有用性を見直しも検討していきます。

(2) くつ・かばん類の有効活用

リユースできるくつ・かばん類を有効活用するため、分別区分及び回収方法の見直し並びに効率的なリユースルートの構築を検討します。

(3) リユース食器の有効活用

広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、リユース食器の意義及び効果を広く周知します。

(4) リユース活動の支援と周知

現在締結しているシルバー人材センターとのリサイクル事業に関する協定を継続し、リサイクル事業所におけるリユース活動の充実に向けた事業の支援を行います。また、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組について、広報媒体を活用して広く周知し、リユース活動の充実を図ります。

(5) リユース施策の調査・研究

リユースの取組をより一層推進していくために、他自治体・民間団体などの取組事例を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進	推進	推進
(2) くつ・かばん類の有効活用	検討	開始
(3) リユース食器の有効活用	充実	充実
(4) リユース活動の支援と周知	充実	充実
(5) リユース施策の調査・研究	検討	開始

3 分別の徹底

発生抑制、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルです。資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、資源としての品質を確保することが重要です。組成分析の実

施、正しい分別方法の周知及び清掃指導員による分別指導により、分別ルールの徹底を図ります。

取組内容

(1) 組成分析の実施

ごみの性状を把握するため、組成分析を実施し、ごみ分別ルールの浸透の確認及び分別の徹底に向けた有効な施策を検討します。

(2) 正しい分別方法の周知

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、正しい分別方法について周知を行います。特に、燃やすごみ及び燃やさないごみに混入している割合の高い資源になる古紙類及びプラスチック類の分別を重点的に促進します。更に、プラスチック類、ペットボトル、空き缶及びびんなどは、汚れを落としてから排出することの大切さを周知徹底します。また、今後のごみ処理を取り巻く状況の変化に対応する必要性が生じた場合には、状況に応じた対応を検討していきます。

(3) 清掃指導員による分別指導の徹底

分別ルールの浸透に向けて、必要に応じて清掃指導員が戸別訪問し、分別指導を徹底します。

取組内容	前期	後期
(1) 組成分析の実施	充実	充実
(2) 正しい分別方法の周知	推進	推進
(3) 清掃指導員による分別指導の徹底	推進	推進

4 資源循環システムの構築

循環型社会を形成するためには、限りある資源を大切に使い、持続可能な資源循環システムを構築することが重要です。分別された資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするため、資源物の戸別・拠点回収を充実すると

もに、資源化ルートを構築し円滑な運用を推進します。更に、有機性資源（生ごみ、枝木・雑草類・落ち葉）の有効利用を図るとともに、未活用資源の有効利用方策も調査・研究していきます。

取組内容

（1）資源物戸別・拠点回収の充実

品目ごとに分別された資源物は、市が責任を持って戸別・拠点回収を実施します。また、市民の排出のしやすさ、回収の効率などの観点から、よりよい回収方法について検討していきます。

（2）資源化ルートの構築と円滑な運用を推進

分別された資源になるものについて、効率的な資源化ルートを構築し円滑な運用を推進します。また、社会状況の変化などに応じて、その有用性を見直しも検討していきます。

（3）生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して広く周知し、制度の推進を図ります。併せて、生ごみ堆肥化容器の配布制度の充実を図ります。更に、今後の取組状況なども踏まえ、状況に応じた対応を検討していきます。

（4）生ごみ堆肥化事業の推進

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ堆肥化事業を推進します。【家庭で使用している生ごみ減量化処理機器（乾燥型）及び民間の集合住宅などに設置している大型生ごみ減量化処理機器（乾燥型）にて生成された生ごみ乾燥物の回収 → 食品リサイクル堆肥の製造 → 市内農家及び家庭菜園での野菜・果実の栽培 → 市場への流通・消費】という資源循環システムの構築を図ります。併せて、夏休み生ごみ投入リサイクル事業など市民の積極的な取組を支援し、実施情報及び事業の成果を周知します。また、各家庭における生ごみの有効な利用方法など、広報媒体

を活用して紹介していきます。更に、今後の取組状況なども踏まえ、状況に応じた対応を検討していきます。

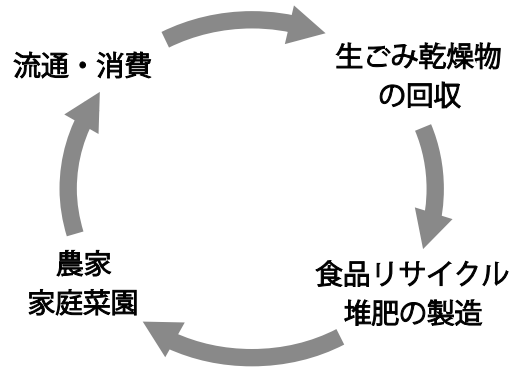


図 3-2 生ごみ乾燥物資源循環のイメージ

(5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用

枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図るとともに、効率的な回収方法などについて検討し、必要に応じて見直しを行っていきます。

(6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究

循環型社会形成に向けた取組を推進するため、資源として活用されていなかったものや活用できなかったものについて資源化や有効利用の可能性を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 資源物戸別・拠点回収の充実	充実	充実
(2) 資源化ルート of 構築と円滑な運用を推進	推進	推進
(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進	推進	推進
(4) 生ごみ堆肥化事業の推進	推進	推進
(5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用	充実	充実
(6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究	検討	開始

5 啓発活動の強化

発生抑制を最優先とした3Rを推進するためには、全ての市民に、本市の取組を理解・協力していただくことが重要です。転出入が多いという本市の特性も踏まえ、一人でも多くの市民へ周知徹底を図るため、広報媒体を活用した情報発信、分かりやすい広報媒体の作成、キャンペーンの実施、イベントへの出展及び転入者への周知などの啓発活動を強化していきます。更に、効果的な啓発活動について調査・検討を行っていきます。

取組内容

(1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ及び分別啓発チラシによる情報発信並びにアニメーションDVD及び冊子などを活用した出張講座の実施など啓発活動を強化します。一人でも多くの市民に本市の取組を理解・協力していただくため、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

(2) 分かりやすい広報媒体の作成

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体の内容・表現及び発信方法に工夫を凝らし、誰もが理解できる分かりやすい広報媒体を作成します。

(3) キャンペーンの実施

市内の駅頭、イベント及び店頭など市民が集う場において、キャンペーン（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）を実施します。市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

(4) イベントへの出展

市内イベントなど市民が集う場において、ごみ分別クイズの実施、アニメーションDVDの上映及びパネル展示など出展をすることで、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

(5) 転入者への啓発強化

転入窓口となる担当部署との連携により、本市での生活を始めるタイミングでの啓発を強化します。

(6) 効果的な啓発活動の調査・検討

一人でも多くの市民に本市の取組の周知徹底を図るため、新たに、スマートフォンでの情報発信など、状況に対応した効果的な啓発方法について、他自治体・民間団体の取組事例などを調査・検討していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化	推進	推進
(2) 分かりやすい広報媒体の作成	推進	推進
(3) キャンペーンの実施	推進	推進
(4) イベントへの出展	推進	推進
(5) 転入者への啓発強化	推進	推進
(6) 効果的な啓発活動の調査・検討	検討	開始

6 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、その輪が広がることにより、具体的行動を取ることのできる人材が育っていくことは重要です。小・中学校、町会、自治会、子供会及びその他団体などにて各世代に応じた効果的な環境教育・環境学習を推進します。

取組内容

(1) 小・中学校における環境教育の推進

小・中学校への出張講座や中間処理場の見学会などに市の職員を講師として派遣し、ごみに関する環境教育を推進します。ごみ減量オリジナル・キャラクターを使用したアニメーションDVD及び冊子などの活用による子どもへの教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみについて考えることができる機会を提供します。

(2) 町会、自治会、子供会及びその他団体などへの学習の場の提供

町会、自治会、子供会及びその他団体などが主催する学習会に市の職員を講師として派遣し、ごみに関する環境学習を推進します。

(3) 情報の提供

環境教育・環境学習の推進に向けた出張講座を、年間を通じて随時開催します。世代など問わず誰もが参加しやすい講座となるように、広報媒体を活用して、市民・事業者への情報提供に努めます。また、講座や学習会に参加できない市民のために、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組やごみに関する最新の情報などについても、随時情報を提供します。

取組内容	前期	後期
(1) 小・中学校における環境教育の推進	推進	推進
(2) 町会、自治会、子供会及びその他団体などへの学習場の提供	推進	推進
(3) 情報の提供	充実	充実

7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進

発生抑制を最優先にした3Rの推進に向けては、地域において市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。町会・自治会などからの推薦や公募市民で構成されるごみゼロ化推進会議の活動を支援し、ごみ相談員制度の認知度の向上を図るとともに、集団回収事業を支援することで、地域におけるひとづくり・まちづくりを促進します。更に、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。

取組内容

(1) ごみゼロ化推進員による活動の支援

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化のため、ごみゼロ化推進員によるキャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイ

バッグ持参)、講演会などの企画、事業者へのごみ減量の呼びかけ、ごみの分別指導及び清掃活動などを支援します。

(2) ごみ相談員制度の認知度向上

地域におけるごみ分別ルールの浸透を図るため、ごみ相談員制度の認知度の向上を図ります。

(3) 集団回収事業の支援

集団回収事業実施団体への奨励金の交付など集団回収事業を支援します。更に、広報媒体及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、集団回収を利用していない市民に対する情報の提供に努め、より多くの参加を促進します。

(4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化

地域における課題解決に向けて、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。それぞれが相互に協力・連携することで、その取組が相乗的な効果を得ることができるよう地域ネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) ごみゼロ化推進員による活動の支援	推進	推進
(2) ごみ相談員制度の認知度向上	推進	推進
(3) 集団回収事業の支援	充実	充実
(4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化	推進	推進

8 発生抑制を最優先とした事業活動の推進

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。事業者に対して、ごみの発生抑制、リユース、リサイクルの推進を働きかけるとともに、法令を遵守した適正処理の推進に向けて、適宜、指導を実施します。また、リサイクル推進協力店認定事業所の拡大に取り組みます。

取組内容

(1) 事業系ごみの発生抑制の推進

事業者が最優先に取り組むべきことは発生抑制です。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、生ごみを排出する事業者に対しては食品ロスの削減や水切りの徹底を指導するなど、事業者の状況に応じた発生抑制の推進及び従業員の意識向上に向けた取組を推進します。

(2) 事業系ごみのリユース、リサイクルの推進

発生抑制に取り組んだ事業者が次に取り組むべきことは、リユース、リサイクルです。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、適正な分別に向けた指導を徹底するなど、事業者の状況に応じたリユース、リサイクルの推進及び従業員の意識向上に向けた取組を推進します。

(3) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進

事業者は、自らの責任でごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業者は、事業用指定収集袋により排出することができます。事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進に向けて、適宜、個別指導を実施します。

(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施

延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置並びに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。発生抑制を最優先とした3Rの推進及び適正な処理に向けて、適宜立入指導を実施します。

(5) リサイクル推進協力店の拡大

レジ袋の削減、簡易包装の推進、ばら売り・量り売りの推進、ペットボトル・紙パックなどの自主回収及びエコマーク商品などの販売促進などに取り組んでいる市内の店舗をリサイクル推進協力店として認定しています。広報媒体を活用したリサイクル推進協力店の募集を強化し、認定事業所の拡大に取り組めます。更に、市民に対しては、リサイクル推進協力店の周知・紹介を行うことで、環境にやさしい協力店を積極的に応援します。また、社会状況に応じて認定要件の見直しに着手していきます。

(6) 店頭回収の情報提供

食品トレイ、ペットボトルなどは、市内各事業所で店頭回収を実施しています。広報媒体を活用して店頭回収を実施している事業所の情報提供に努めるとともに、各事業所へは自主回収・自主処理への取組を促進していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 事業系ごみの発生抑制の推進	推進	推進
(2) 事業系ごみのリユース、リサイクルの推進	推進	推進
(3) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進	推進	推進
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施	推進	推進
(5) リサイクル推進協力店の拡大	推進	推進
(6) 店頭回収の情報提供	推進	推進

9 拡大生産者責任の追及

循環型社会を形成するためには、生産者が、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで一定の責務を負う拡大生産者責任が求められます。拡大生産者責任の追及及び事業者と行政の役割分担の見直しについて、国・都に働きかけていきます。

取組内容

(1) 拡大生産者責任の追及

拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が、環境負荷の低い製品開発を行い、また、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムを構築することについて、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

(2) 事業者と行政の役割分担の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人容器包装リサイクル協会へ引渡しリサイクルされています。拡大生産者責任の原則に基づき、容器包装リサイクル法の改正を含め事業者と行政の役割分担の見直しについて、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 拡大生産者責任の追及	推進	推進
(2) 事業者と行政の役割分担の見直し	推進	推進

10 市施設における3Rの推進

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて率先して取り組まなければなりません。小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を作成し、更に、その進捗状況や市施設ごとの実績報告を公表することで、市職員の意識の向上を図り、3Rの推進に取り組めます。

取組内容

(1) 小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進

小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づき、6つのごみゼロ化推進部会が設置されています。各部会において、減量目標、目標を達成するための具体的な取組内容などを定めた小金井市施設ごみゼロ化行動

実施計画を毎年度作成します。その計画に従って、職員は日頃から積極的に取組を実践し、3Rの推進に努めます。

(2) 進捗状況・実績報告の公表

各部会の小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の進捗状況及び市施設ごとのごみ・資源物の排出量・処理量の実績報告について、広報媒体を活用して公表します。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進	推進	推進
(2) 進捗状況・実績報告の公表	充実	充実

第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進

1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進

ごみ・リサイクルカレンダーに基づき、指定の排出方法、分別区分、排出場所に排出されたごみ・資源物は、市が責任を持って収集運搬することが義務付けられています。毎日排出されるごみ・資源物の安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めます。また、高齢の方や障害のある方への日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するために実施しているふれあい収集を推進します。

取組内容

(1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保

指定の排出方法、分別区分、排出場所に排出されたごみ・資源物は、市が責任を持って安心・安全・安定的な収集運搬体制を確保します。ただし、新可燃ごみ処理施設の稼働などに伴い、状況の変化に対応する必要が生じた場合には、状況に応じた対応を検討していきます。

(2) ふれあい収集の推進

高齢の方や障害のある方でごみ出しが困難な世帯を戸別訪問し、ごみ・資源物の収集を行っているふれあい収集を推進するとともに、利用者の声を取り入れながら、質の高いサービスの提供に努めます。

取組内容	前期	後期
(1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保	推進	推進
(2) ふれあい収集の推進	推進	推進

2 可燃ごみの共同処理に向けた整備

日野市及び国分寺市との3市共同による、可燃ごみの共同処理を推進します。また、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、広域支援による可燃ごみの処理を依頼することとします。

取組内容

(1) 新可燃ごみ処理施設の整備

日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し整備事業を実施します。新可燃ごみ処理施設は、環境に十分配慮した最新鋭の施設を設置し、周辺住民にとって、安全で安心な環境を確保していきます。

(2) 広域支援による可燃ごみの処理

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の各自治体・一部事務組合に可燃ごみの処理を依頼することとします。循環型社会の形成及び各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、市民・事業者・行政が一体となって、更なるごみの減量に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) 新可燃ごみ処理施設の整備	推進	実施
(2) 広域支援による可燃ごみの処理	推進	終了

3 廃棄物関連施設の整備

将来にわたり安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

取組内容

(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新

不燃・粗大ごみ中間処理場は、昭和61年(1986年)の稼働から28年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいます。施設の更新に向けた計画を策定していきます。

(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討

廃棄物関連施設について、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新	実施	推進
(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討	検討	実施

4 最終処分量の削減

最終処分場の長期安定的な運営及び施設の所在する日の出町住民の負担を軽減するため、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に向けた取組が必要です。最終処分場の取組を周知するとともに、最終処分量の最少化、適正な分別排出及び広域的な連携に取り組めます。

※1 埋立処分量の削減

中間処理場で不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化処理に努めています。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合の二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)において埋立処分をすることとします。

※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合(日の出町)のエコセメン

取組内容

(1) 最終処分量の最少化

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量及び焼却灰の最少化に取り組めます。

(2) 適正な分別排出

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、適正な分別排出について周知を行います。

(3) 広域的な連携

他自治体と連携を図り、本市を含む 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設における埋立・エコセメント化事業を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 最終処分量の最少化	推進	推進
(2) 適正な分別排出	推進	推進
(3) 広域的な連携	推進	推進

第4節 廃棄物処理を支える体制の確立

1 災害発生時の対応に向けた体制整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、災害などによって排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図るための体制を整備していきます。

取組内容

(1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、排出される大量のごみを迅速に処理するため、被害状況などを把握し、臨時集積所の設置、収集運搬体制の確保、臨時収集運搬ルートの確立、状況に応じた排出場所及び排出日時の変更など、迅速にごみ処理計画を策定し、災害時の体制を整備していきます。なお、災害発生時において迅速に対応できるごみ処理体制の確保に努めるため、現在、収集運搬業者と締結している「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を継続していきます。

(2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、本市単独での対応では排出されたごみ処理が不可能な場合、他の自治体・一部事務組合及び民間施設に対して支援を要請していきます。また、都に対しても広域的な調整・応援要請を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備	充実	充実
(2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	充実	充実

2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携強化を図っていきます。

取組内容

(1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合との連携を強化して情報の共有化を図り、地域性を踏まえた効率的な資源循環システムの構築に向けた調査・研究を行っていきます。また、安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けた連携を強化していきます。

(2) 国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、国・都との連携を強化して情報の共有化を図り、全国の自治体で行われている取組事例や広域的な取組について調査・研究を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携	推進	推進
(2) 国・都との連携	推進	推進

3 収集・処理できない廃棄物への対応

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく家電製品、資源有効利用促進法に基づくパソコン、オートバイ、建築廃材及び感染性廃棄物など、市が収集・処理できない廃棄物などの情報を広く周知することにより、適正処理を推進していきます。

取組内容

(1) 情報の提供

広報媒体を活用して、市で収集・処理できない廃棄物の情報を提供します。

(2) 関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備

市で収集・処理できない廃棄物については、専門に扱う業者と情報交換を行い、業者と連携して受入態勢を整備するなど、適正処理を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 情報の提供	充実	充実
(2) 関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	充実	充実

第5節 生活環境保全の推進

1 不法投棄防止体制の確立

清潔で美しいまちづくりを推進するために、空き缶及び吸い殻などのポイ捨て並びに使用済み家電製品などの不法投棄を防止することは重要です。パトロールの強化、啓発及び市民・事業者・その他関係機関との連携を強化することで、適正な処理を促し、不法投棄防止体制を確立します。

取組内容

(1) パトロールの強化

不法投棄多発地帯などを中心に、市職員が定期的にパトロールすることにより不法投棄の防止に努めます。併せて、古紙の抜き取りなど不法行為についても注意喚起を行います。

(2) 不法投棄防止対策の推進

啓発看板(不法投棄厳禁・犬のフン禁止)の配布・設置及び広報媒体を活用した啓発活動を充実させ、不法投棄の防止を図ります。

(3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化

市民・事業者と連携し、不法投棄防止に向けた監視・通報体制を強化します。また、警察や関係他部局との綿密な連携を図り、不法投棄防止に向けた体制を確立します。

取組内容	前期	後期
(1) パトロールの強化	充実	充実
(2) 不法投棄防止対策の推進	充実	充実
(3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化	充実	充実

2 環境負荷低減の推進

生活環境の保全に努めるため、収集車両への低公害車の導入を進めます。また、必要な製品やサービスを購入する時に環境負荷ができるだけ少ないエコマーク商品などを優先的に選ぶグリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めます。

取組内容

(1) 収集車両への低公害車の導入

収集車両に低公害車の導入を進めます。また、収集運搬業者に対しても積極的な導入を協力要請します。

(2) グリーン購入の推進

環境負荷の低減を継続的に進めるために、市自らクリーン購入を推進していきます。また、販売店には供給面で、市民に対しては消費面でグリーン購入推進への協力を求めていき、資源循環の輪の形成に努めます。

取組内容	前期	後期
(1) 収集車両への低公害車の導入	充実	充実
(2) グリーン購入の推進	推進	推進

第6節 計画の実効性を高める仕組み

1 計画の進行管理の実施

環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。計画の実効性を高めるため、継続的に改善を行うことにより、目標の達成を目指していきます。

取組内容

(1) 進捗状況の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、【計画に沿った施策を実行 → 市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況及び目標の達成度について点検・評価 → 施策の改善を検討及び必要に応じて目標達成に向けた計画の見直し】を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

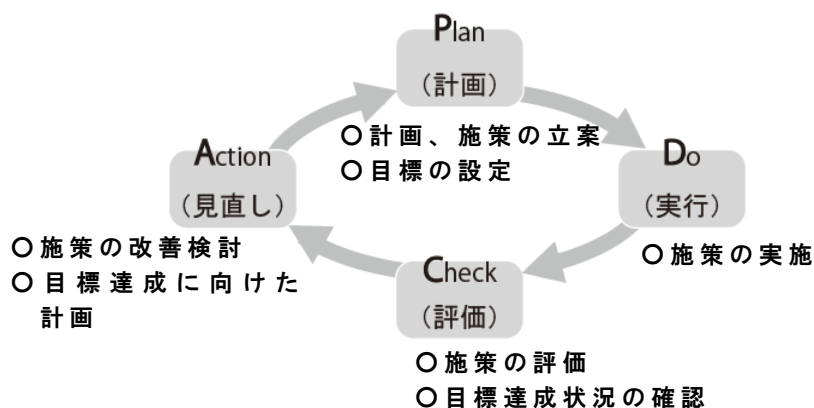


図 3-3 P D C A サイクル

取組内容	前期	後期
(1) 進捗状況の点検・評価	推進	推進

2 ごみ処理コストの検証

市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、市民・事業者・行政の相互理解を高めることが必要です。そのため、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理の徹底と情報公開に努め、市民・事業者に対する説明責任を果たしていきます。また、コスト管理については、国の一般廃棄物会計基準などを参考に、新たな会計手法の検討や環境基金の有効活用を推進し、効率化と適正化に努めていきます。

取組内容

(1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開

廃棄物会計については、継続して情報公開を実施します。また、国の一般廃棄物会計基準との比較検証について研究を行っていきます。

(2) 環境基金の有効活用

平成 17 年(2005 年)度に施行された小金井市環境基金条例に基づき、継続してごみ処理手数料の一部などを積み立てている環境基金の有効活用を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開	充実	充実
(2) 環境基金の有効活用	推進	推進

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現状

1 収集運搬処理状況

本市における公共下水道普及率は100%を達成しています。現在、し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理していますが、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥などについては一部事務組合（湖南衛生組合）による共同処理を行っています。

(1) 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

(2) 処理

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市で構成される一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理を行っています。湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の普及に伴って年々減少しています。

表 4-1 施設の概要

名称	湖南衛生組合し尿処理施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	6kl/日
処理方式	前処理希釈方式

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図4-1に示します。近年、処理量はやや増加しており、平成25年(2013年)度の搬入量は76.6klとなっています。

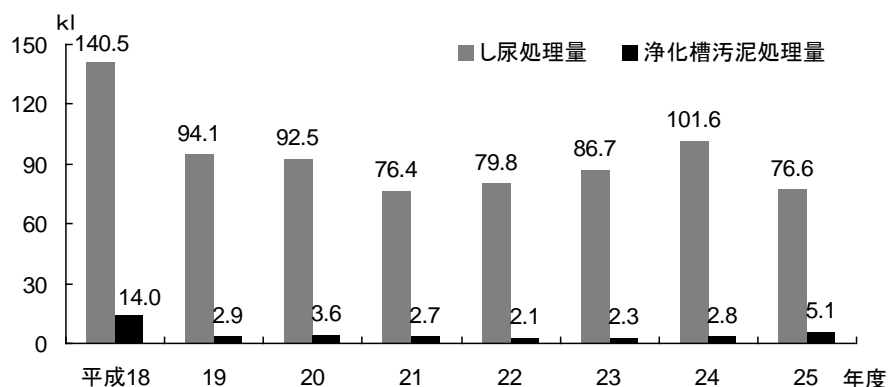


図 4-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

第2節 今後の取組

1 本市における取組

本市では公共下水道の面整備が完了していることから、仮設トイレを除いたすべての生活排水については下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いており、平成36年(2024年)度の人口は平成25年(2013年)度に比べ1.6%の増加となる見込みですが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な運搬及び処理ができるよう体制を維持します。また、湖南衛生組合が進めている「湖南衛生組合総合整備事業」に基づき新処理施設の整備を実施します。

2 災害発生時の対応

被災時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、東京都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制を確立します。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」に基づいて、本市環境部清掃班が中心となって被害状況、仮設トイレなどの設置状況及び補充必要基数などを把握するとともに、速やかに処理・処分計画を策定します。なお、くみ取りを必要とする仮設トイレについては、平成23年(2011年)にし尿収集運搬業者と「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」、他自治体と「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結しており、協定を締結しているし尿収集運搬業者に協力を要請し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに収集・搬入します。また、市の確保した収集能力を上回ると判断した場合は、速やかに東京都に応援を要請します。

用語解説

あ行

○ 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物を示します。主に家庭から生じる廃棄物を示します。事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物は事業系一般廃棄物となります。

○ 一般廃棄物会計基準

市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツールのひとつです。一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類について、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めており、書類の作成にあたっては、環境省より書類作成支援ツールが提供されています。

○ 一般廃棄物収集運搬許可業者

市の許可を得て一般廃棄物ごみの収集運搬を行う業者のことです。

○ エコセメント

ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくるセメントのことで、日本工業規格(JIS)に定められた土木建築資材です。

か行

○ 拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方です。

○ 家電リサイクル法

関係者(製造業者、輸入業者、小売業者、消費者)の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン等)を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。

○ 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS - Environmental Management System)といいます。

○ 拠点回収

公共施設などに専用の回収ボックスを設置し、家庭から出る発泡スチロール、くつ・かばん類、生ごみ乾燥物などの資源をリサイクルする回収方法です。収集日以外にも持ち込むことができるのが特徴です。

○ 戸別回収

各地域のごみステーション(集積場)からではなく、各戸から直接ごみを収集する方式です。

さ行

○ 最終処分

中間処理により減量化を行ったもののうち、再資源化できないものを処理することで、最終処分場での埋立処分を指します。

○ 3R

廃棄物等の発生抑制(リデュース【Reduce】:切り詰める、縮小する、減らすという意味で、消耗品等を最後まで使い切るなどごみの発生を抑制すること)、再使用(リユース【Reuse】:一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品の部品をそのまま再度利用すること)、再生利用(リサイクル【Recycle】:資源として再び利用すること)の3つの頭文字を取り『3R』としています。

○ 資源有効利用促進法

事業者による製品の回収・再利用の実施などのリサイクル対策強化、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)、回収した製品からの部品などの再使用(リユース)のための対策を新たに行うことにより、循環型経済システムの構築を目指す法律です。

○ 資源化率

排出されるごみの総量(集団回収量を含まない)に対し、資源化されたごみ(資源物)の割合のことをいいます。

○ 集団回収

自治会、PTA、子供会等の団体が、古紙やアルミ缶等の資源を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

○ 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄物社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうし

でも利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○ 食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

○ 組成分析

ごみを構成する種類と割合から、ごみの質や分別状況等の把握を目的として行われる調査のことです。

た行

○ 堆肥化

人の手によって堆肥化生物にとって有意な環境を整え、堆肥化生物が有機物(動物の排泄物、生ごみ)を分解し、堆肥を作ることです。

○ 中間処理

ごみを焼却したり破碎したりしてごみを減量化(減容化)もしくは資源化を行うことです。

○ 店頭回収

回収箱を店頭において、消費者が空の容器・包装を持ち込んでそれに入れることによって、分別回収を行うようにする回収方法のことです。

○ 東京たま広域資源循環組合

多摩地域 25 市 1 町の自治体(組織団体)によって構成・運営され、一般廃棄物の最終処分、焼却残渣等の処理を広域的に行うことを目的としています。

は行

○ 廃棄物

不要なものとして廃棄された物及び既に廃棄された無価物の総称です。

○ 発生抑制

3R のひとつで、生産段階で資源を有効利用することや、長期使用することで廃棄物になる量を削減するといった、廃棄物になる前の段階で発生抑制をすることを指します。

○ PDCA サイクル

Plan、Do、Check、Action の頭文字を取ったもので、組織が環境方針及び環境負荷を削減する目的・目標を定め、その実現のための計画(Plan)を立て、それを具体的に実施(Do)します。その結果を点検(Check)し、さらに次のステップを目指して見直し(Action)を行うことです。

○ 1人1日あたりのごみ排出量(g/人・日)

1人が1日あたりに排出するごみ量です。

○ 不法投棄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、同法に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

や行

○ 容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律です。

ら行

○ ライフスタイル

社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活様式のことです。

○ リサイクル

【Recycle:再生利用】、3Rのひとつで、廃棄される物から再度利用できるものを資源として再び使用し、製品等を生産することを指します。具体的には、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理・洗浄等をしてから、再び製品や部品、容器として使う場合があります。

○ リターナブル

再使用するために返却・回収ができることを意味します。リユースは、びんなどの容器を洗浄、消毒して何度も使うことをいいます。

○ リユース

【Reuse:再使用】、3Rのひとつで、一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことを指します。

アンケート調査結果（概要）

1. 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、さらなるごみの減量化、リサイクルの促進に向けて、市内の家庭及び事業所から排出されるごみの発生状況、処理の現状・課題等を把握し、その結果を新たに策定する一般廃棄物処理基本計画に活かすため実施しました。

(2) 調査の概要

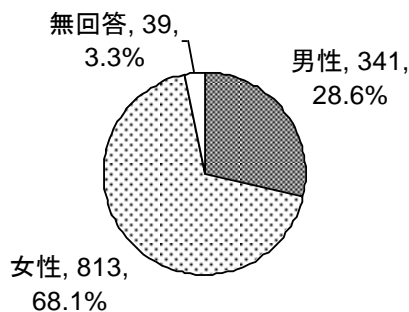
以下の条件により調査対象を決定し、郵送による送付・回収を行いました。調査期間は平成26年7月17日～31日の約2週間としました。

対象	抽出条件	発送数	回収数(回収率)
市民	小金井市内の満18歳以上を住民基本台帳より無作為抽出	3,000	1,182(39.4%)
市民(外国人)		80	11(13.8%)
事業所	市内事業所から無作為に抽出	200	85(42.5%)

2. 調査結果（市民）

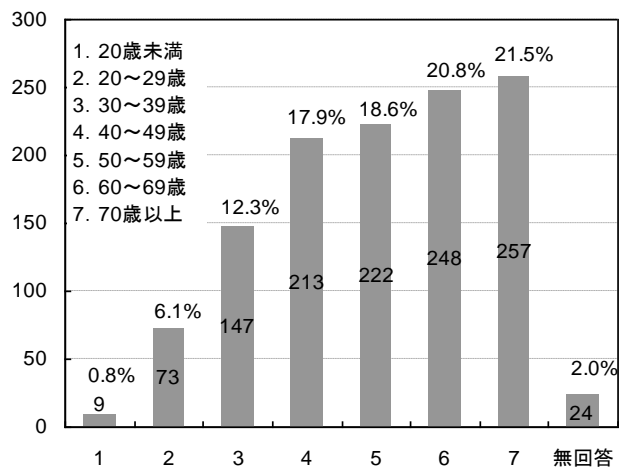
(1) 回答者属性

1) 性別



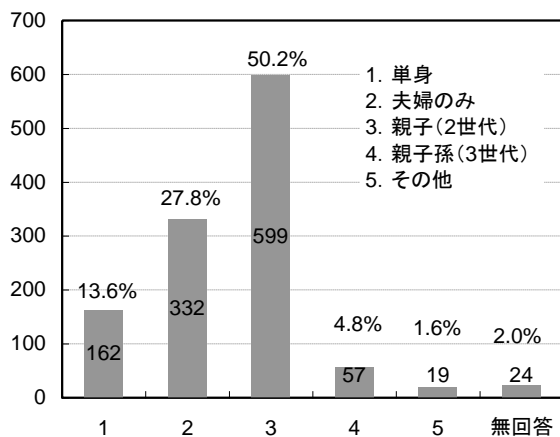
2) 年齢

(回答数)



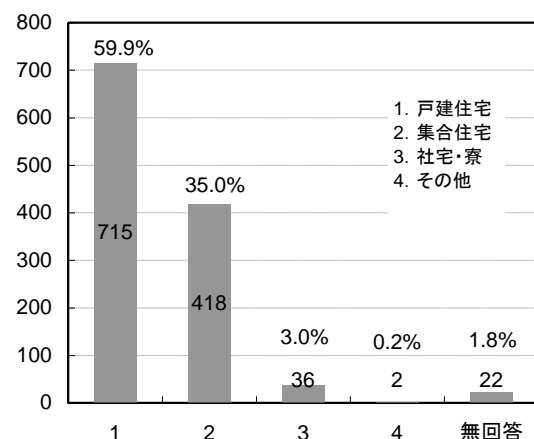
3) 世帯構成

(回答数)



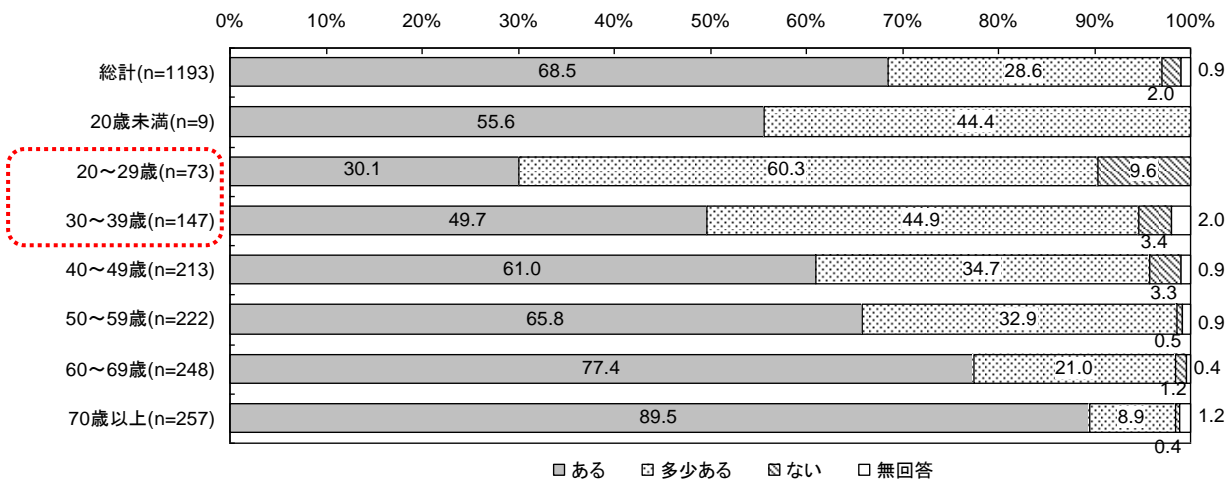
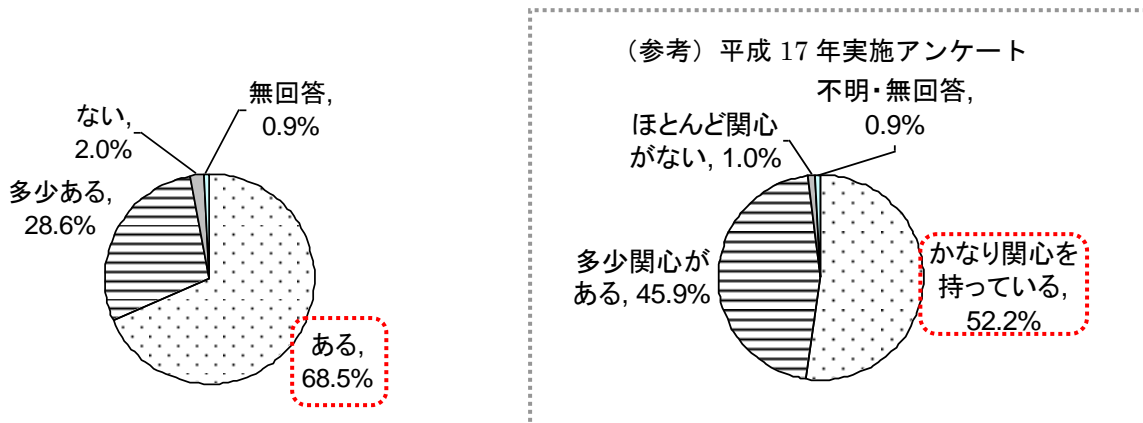
4) 居住形態

(回答数)



(2) 設問別結果

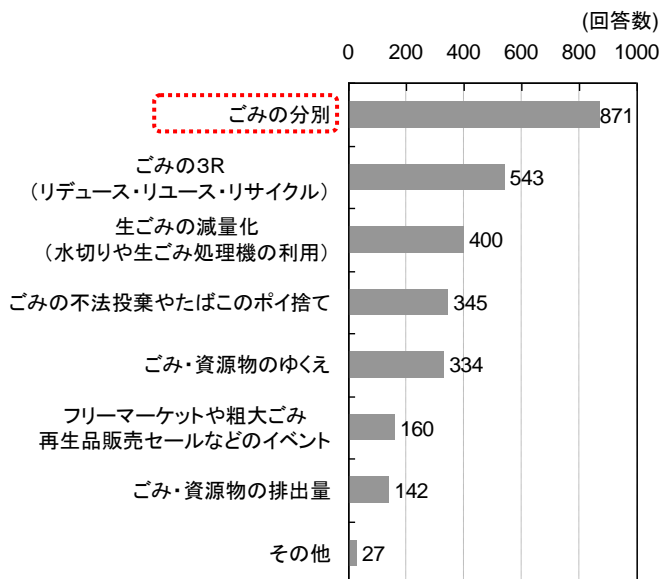
問1 あなたはごみの減量や分別、リサイクルについて関心がありますか。(○は1つ)



問2 関心があるのはどのような内容ですか。(○は3つまで)

(○は3つまで)

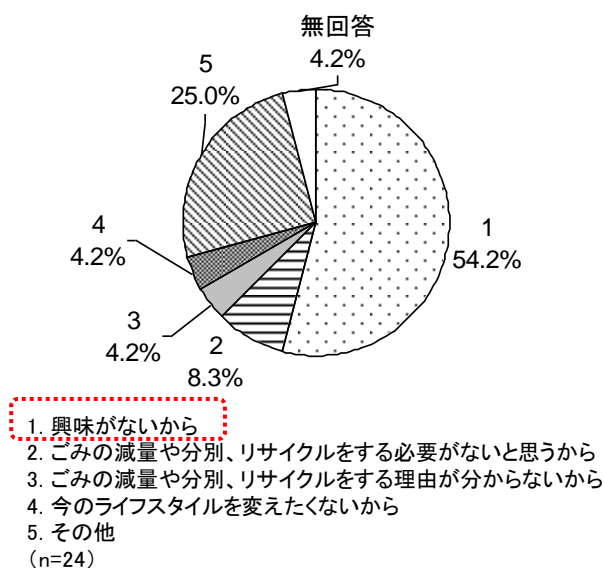
※問1で1または2と答えた回答者対象



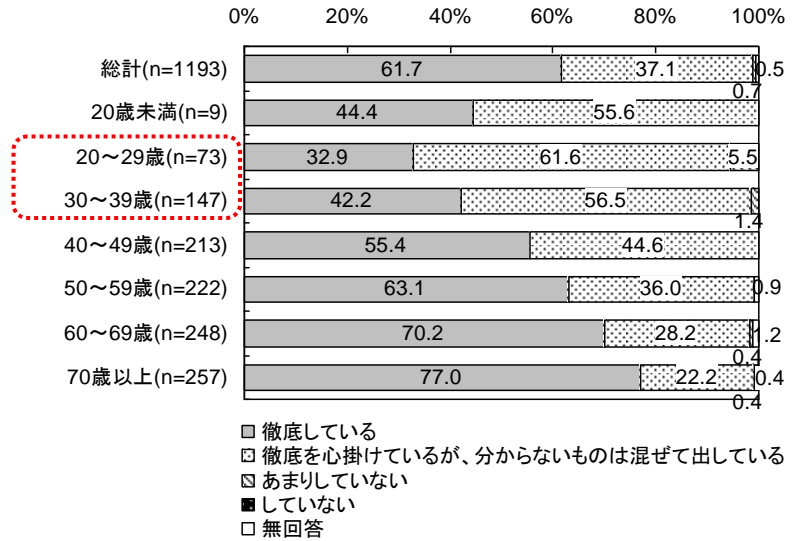
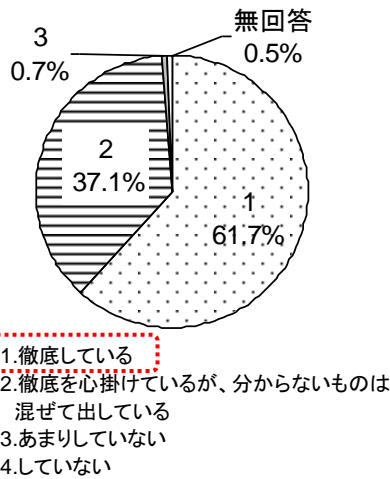
問3 関心がない理由は次のどれですか。(○は1つ)

(○は1つ)

※問1で3と答えた回答者対象

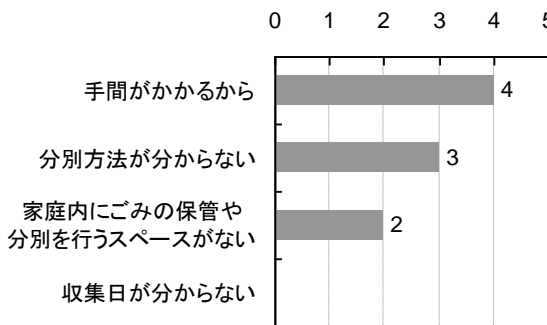


問4 ごみの分別はどの程度行っていますか。(〇は1つ)

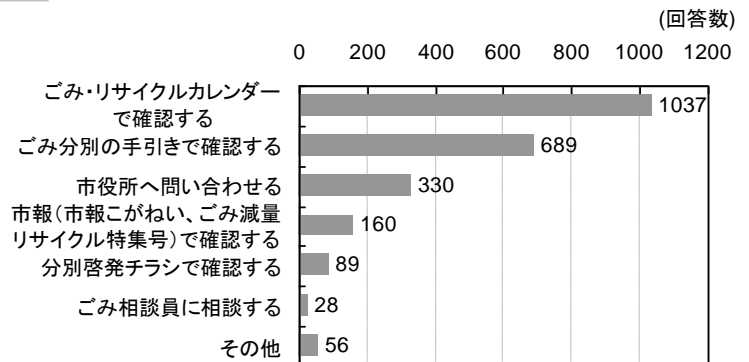


問5 あまりしていない理由は、次のどれですか。(〇はいくつでも)

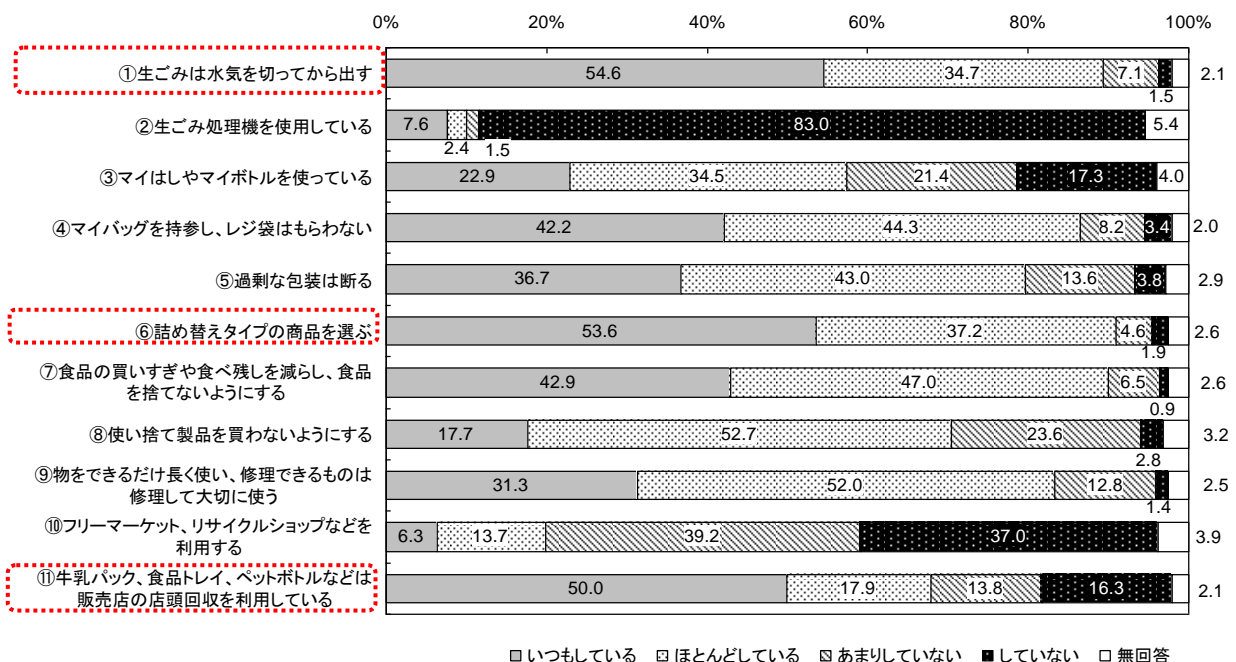
※問4で3または4と答えた回答者対象 (回答数)



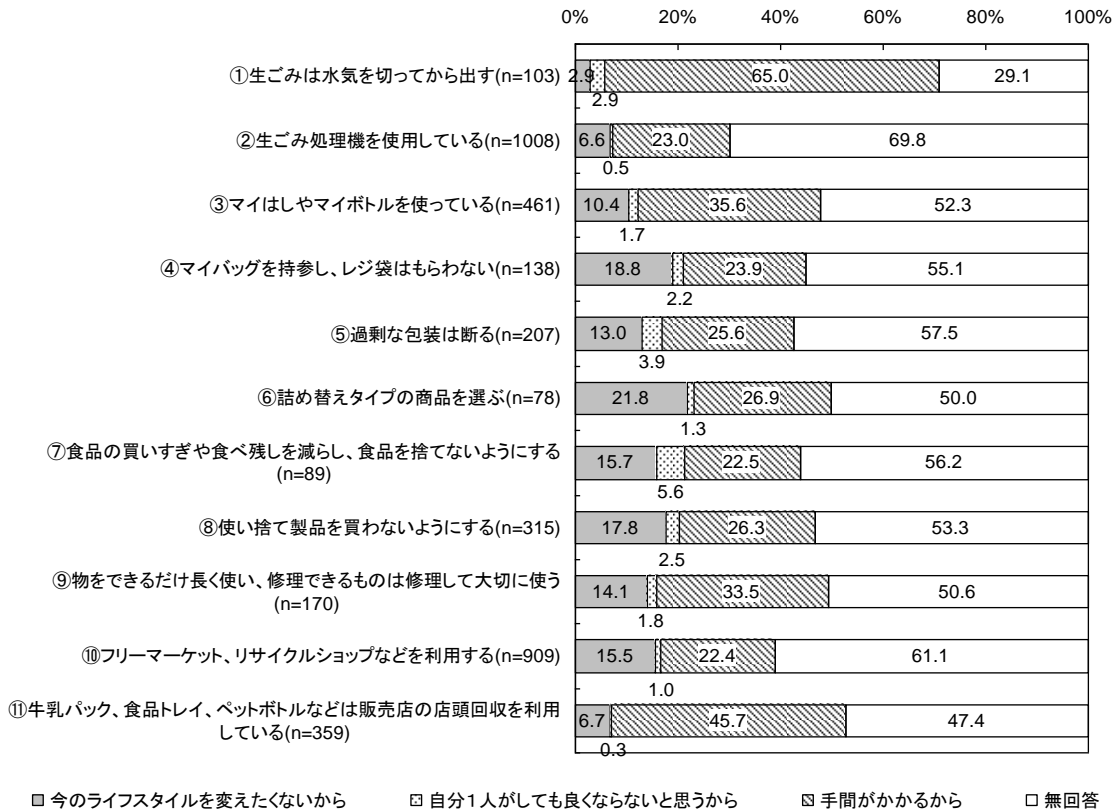
問6 ごみの分別で困った際は、どのように対応していますか。(〇はいくつでも)



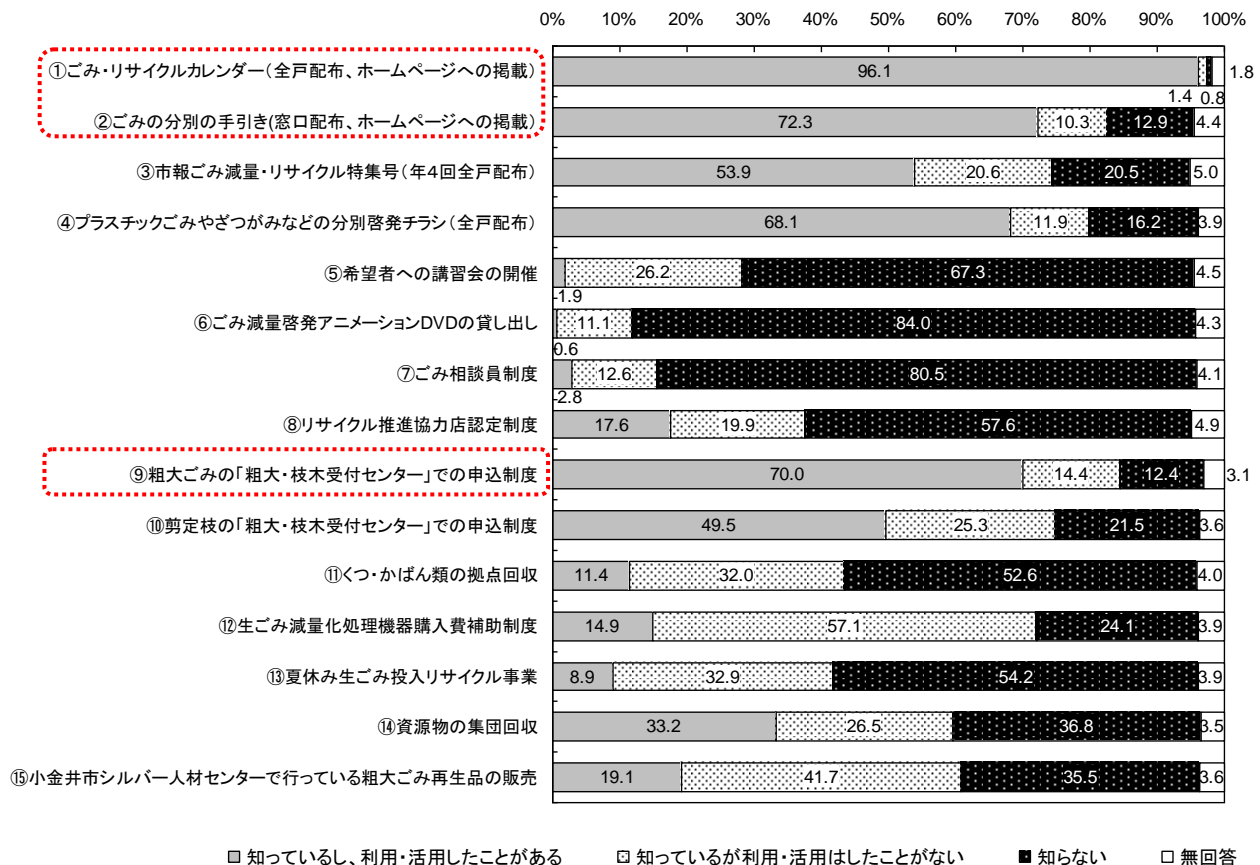
問7-1 ごみの減量やリサイクルについて、現在どのようなことに、どの程度取り組んでいますか。(項目ごとに〇は1つ)



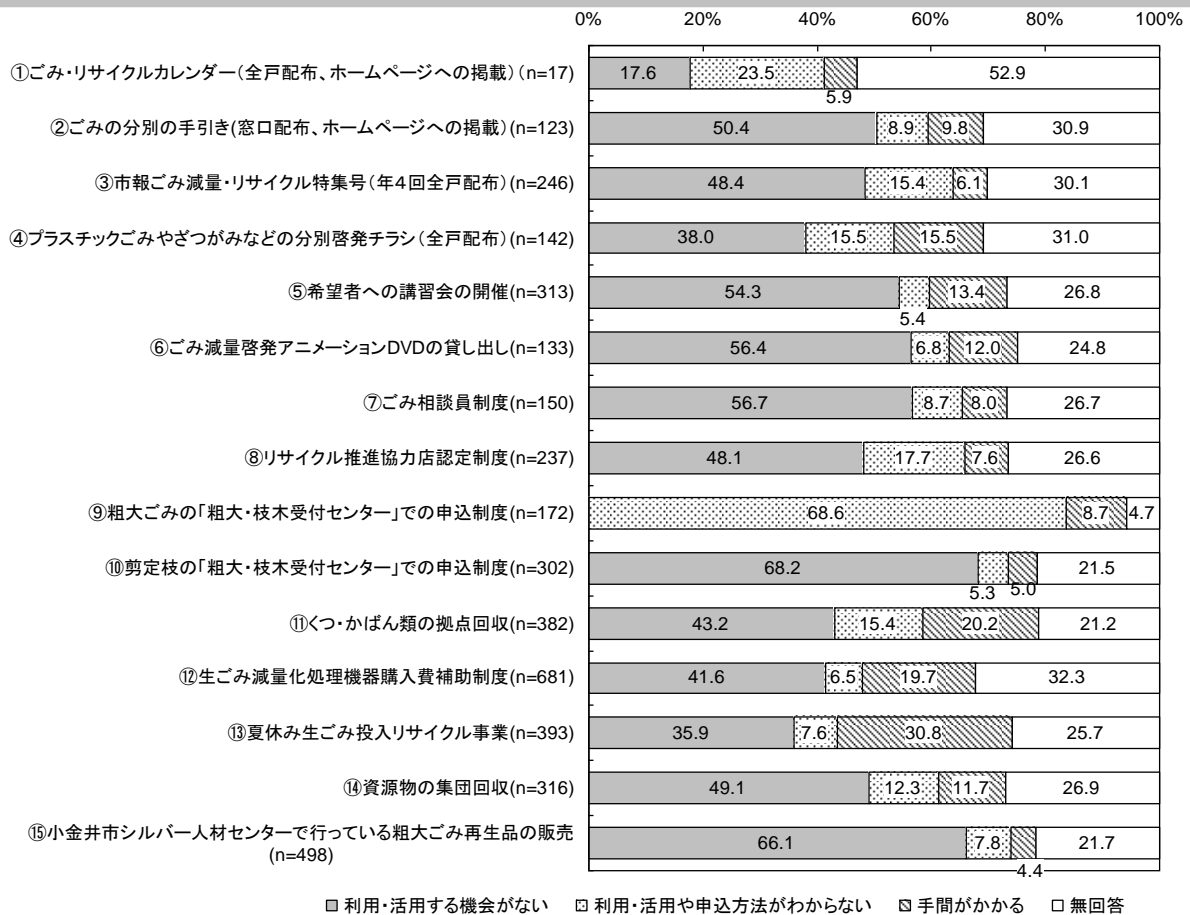
問 7-2 問 7-1 で「あまりしていない」または「していない」と答えた取り組みについて、取り組みづら理由を1つ選んでください。 ※問 7-1 で 3 または 4 と答えた回答者対象



問 8-1 市が行っている取り組みはご存知ですか。(項目ごとに○は1つ)

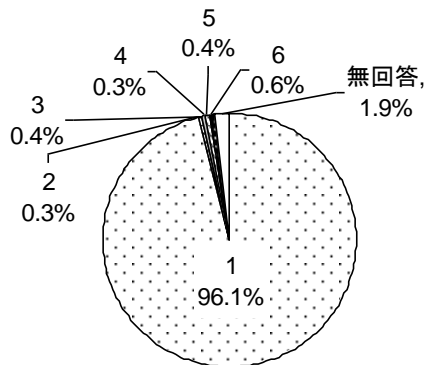


問 8-2 問 8-1 で「知っているが利用したことはない」と答えた取り組みについて、その理由を 1 つ選んでください。(項目ごとに○は 1 つ) ※問 8-1 で 2 と答えた回答者対象

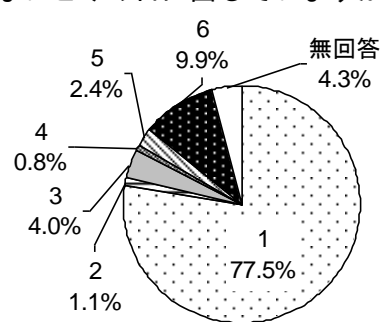


問 9 不燃ごみの出し方について、①～③の出し方で当てはまるものを 1 つずつ選んでください。

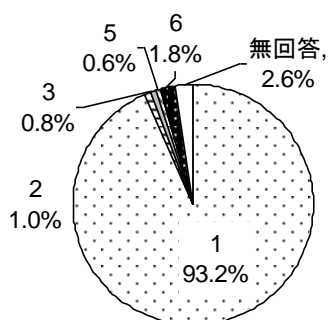
①材質が 100%のプラスチック製品はプラスチックごみの日に出していますか。



②汚れが付いたプラスチック製品は燃やさないごみの日に出していますか。

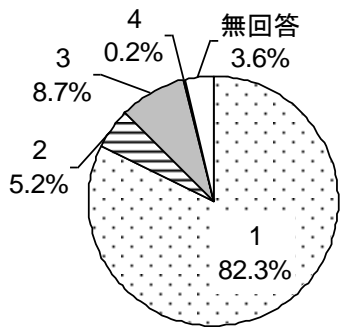


③おもちゃ類や小型家電(リモコン類、時計)で使用されている電池は、取り除いて有害ごみの日に出していますか。



1. 出している
2. 収集日がわからないので出していない
3. 分別方法がわからないので出していない
4. 家庭内に分別や保管するスペースがないので出していない
5. 手間がかかるので出していない
6. その他

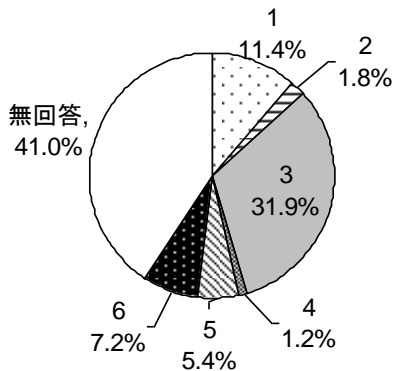
問10 はがきやトイレットペーパーの芯、封筒、メモ用紙などのざつがみは、どのように出していますか。(〇は1つ)



- 1. 古紙の日に出している
- 2. 集団回収に出している
- 3. 燃やすごみの日に出している
- 4. 其他のごみの日に出している

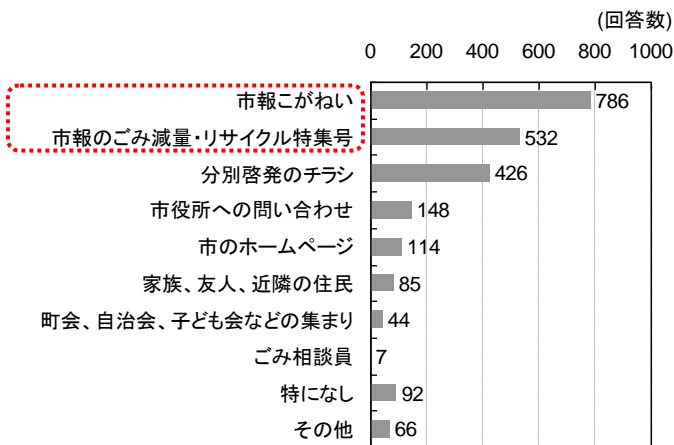
古紙の日に出している 集団回収に出している
 燃やすごみの日に出している 其他のごみの日に出している
 無回答

問11 ざつがみを燃やすごみの日または其他のごみの日に出している理由は、次のどれですか。(〇は1つ) ※問10で3または4と答えた回答者対象

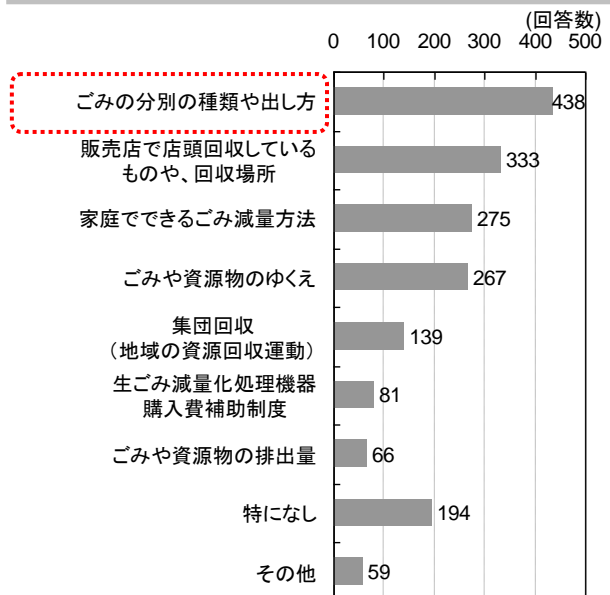


- 1. 何がざつがみか分からない
 - 2. 収集日が分からない
 - 3. 量が少ない
 - 4. 家庭内に保管や分別するスペースがない
 - 5. 分別に手間がかかる
 - 6. その他
- (n=106)

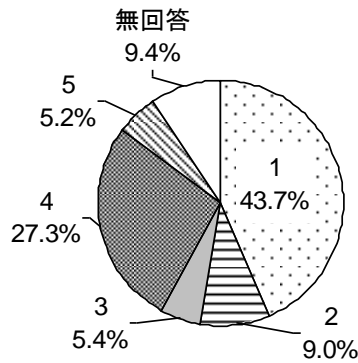
問12 ごみの減量や分別、リサイクルに関する情報をどのようにして入手していますか。(〇はいくつでも)



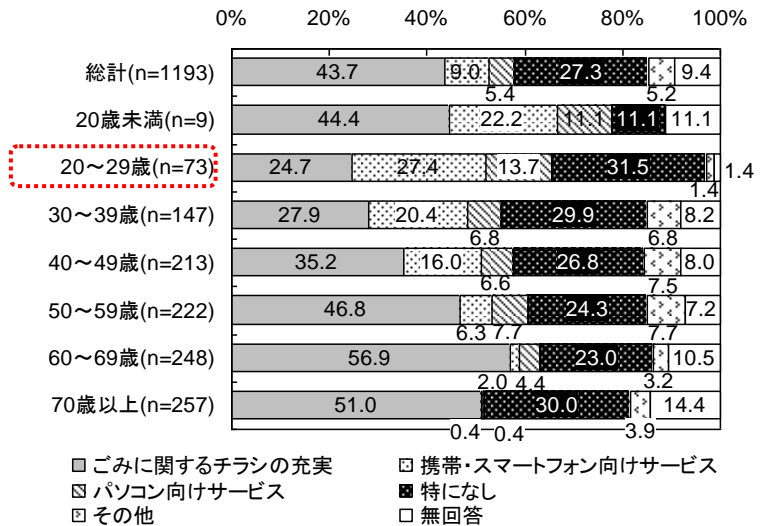
問13 ごみの減量や分別、リサイクルなどに関する情報について、もっと知りたい情報はどのようなことですか。(〇は3つまで)



問 14 今後、ごみの減量や分別、リサイクルなどに関する情報を受け取る手段として、望むものはありますか。(○は1つ)

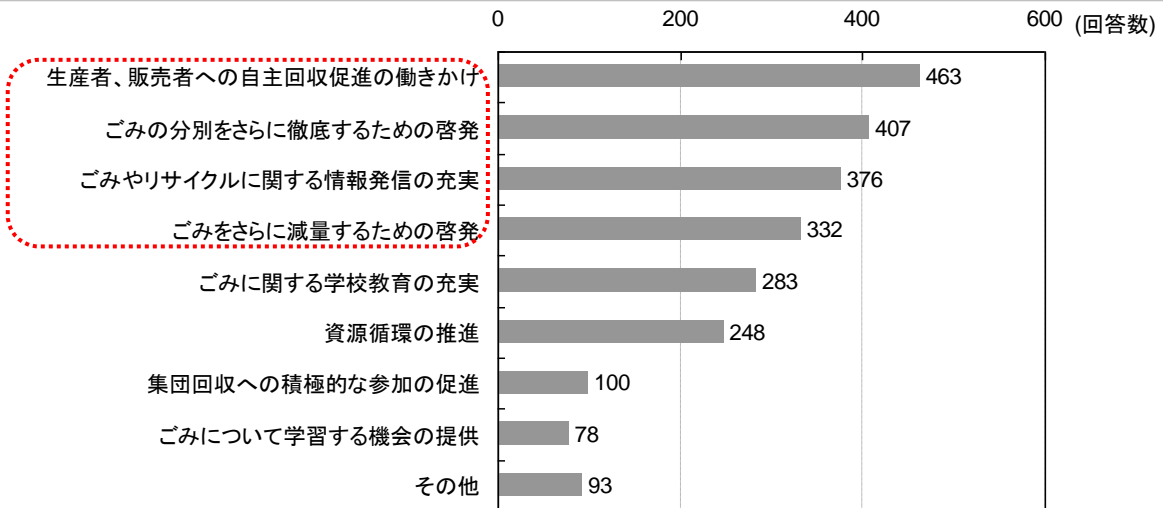


1. ごみに関するチラシの充実
2. 携帯・スマートフォン向けサービス
3. パソコン向けサービス
4. 特になし
5. その他

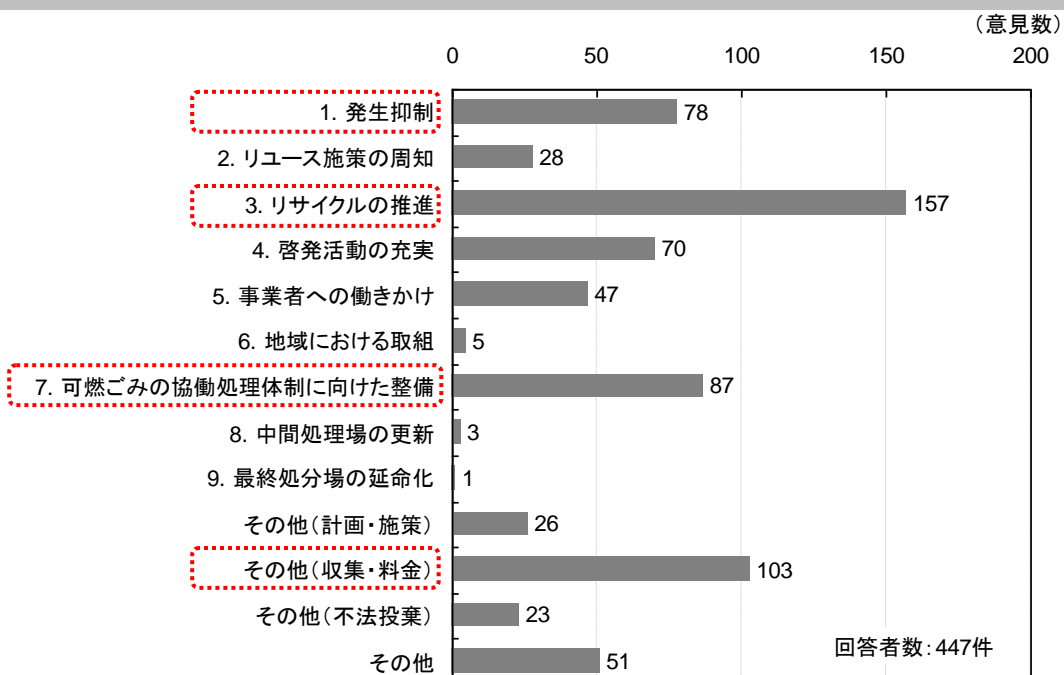


- ごみに関するチラシの充実
- 携帯・スマートフォン向けサービス
- パソコン向けサービス
- 特になし
- その他
- 無回答

問 15 さらにごみの減量や分別、リサイクルを進めていくためには、どのような行政の施策が必要だと思いますか。(○は3つまで)



問 16 ごみ減量や分別、リサイクルについてのご意見などをご自由にお書きください。

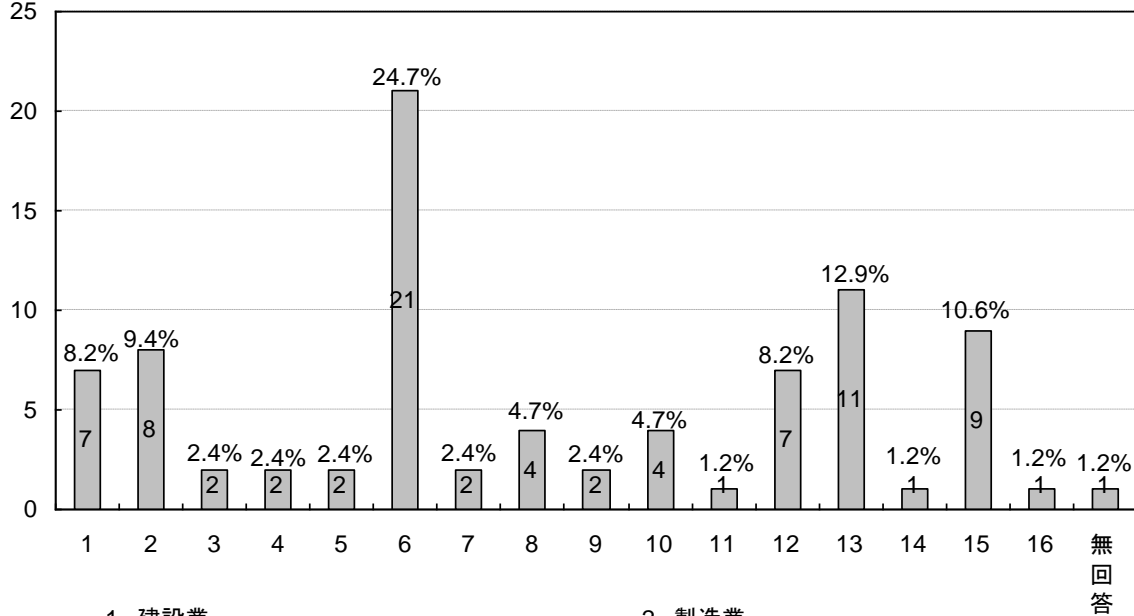


3. 調査結果（事業者）

（1）回答者属性

1）業種

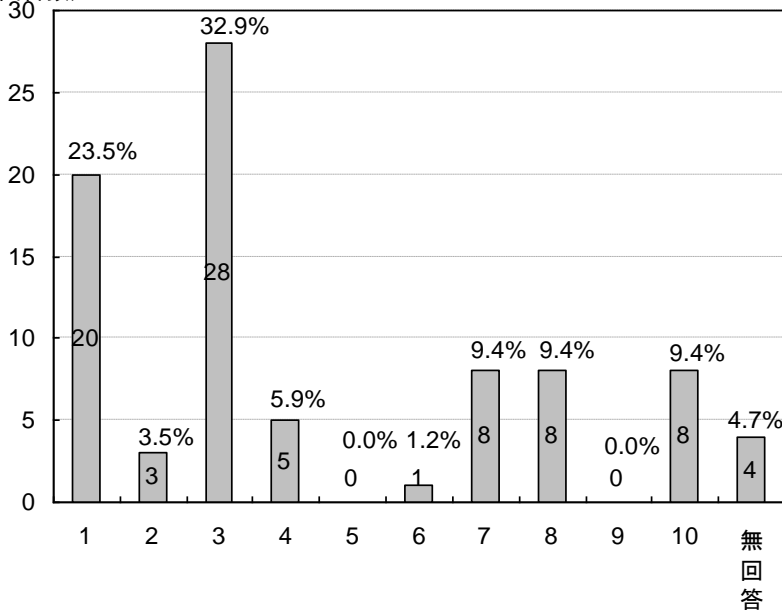
（回答数）



- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 建設業 | 2. 製造業 |
| 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 4. 情報通信業 |
| 5. 運輸業、郵便業 | 6. 卸売業、小売業 |
| 7. 金融業、保険業 | 8. 不動産業、物品賃貸業 |
| 9. 学術研究、専門・技術サービス業 | 10. 宿泊業、飲食サービス業 |
| 11. 生活関連サービス業、娯楽業 | 12. 教育、学習支援業 |
| 13. 医療、福祉 | 14. 複合サービス事業 |
| 15. サービス業（他に分類されないもの） | 16. 公務（他に分類されないもの） |

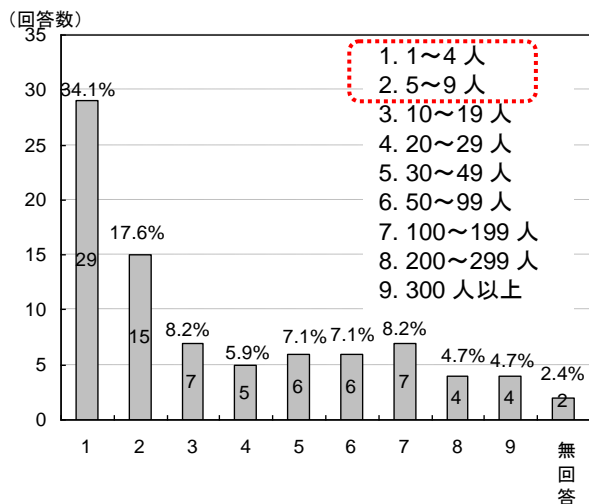
2）事業形態

（回答数）

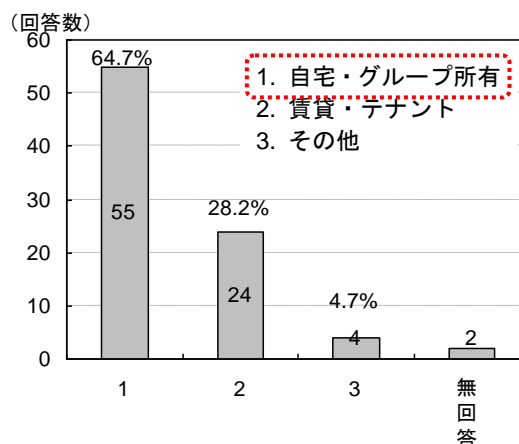


- 1. 販売店、店舗
- 2. 飲食店
- 3. 事務所・営業所
- 4. 工場・作業所
- 5. 倉庫・配送センター
- 6. ホテル・旅館
- 7. 学校・保育所・学習施設
- 8. 病院・医療機関
- 9. 映画館、劇場、娯楽施設等

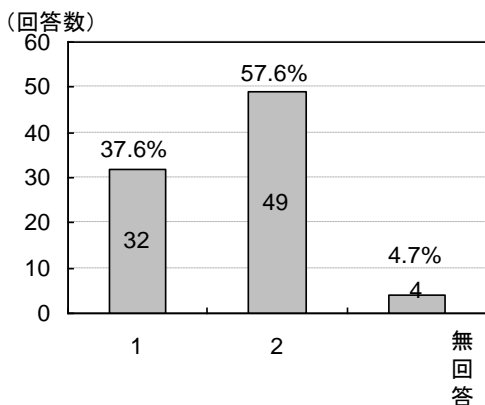
3) 従業員数



4) 事業所の所有形態



5) 住居併設

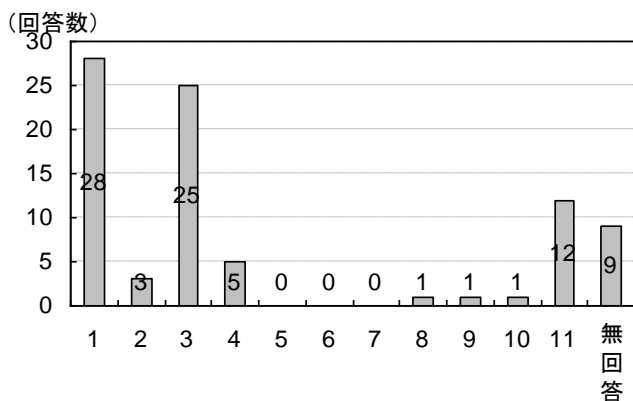


1. 経営者や従業員の住まいを併設している
2. 併設していない

(2) 設問別結果

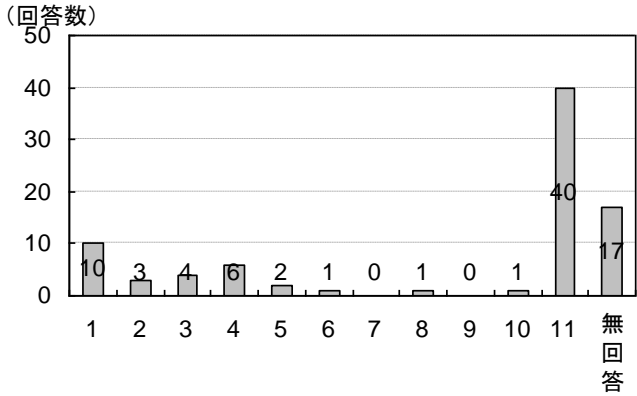
問 1 貴事業所では、事業活動に伴い発生するごみや資源物について、どのように分別・処理していますか。

1) 生ごみ

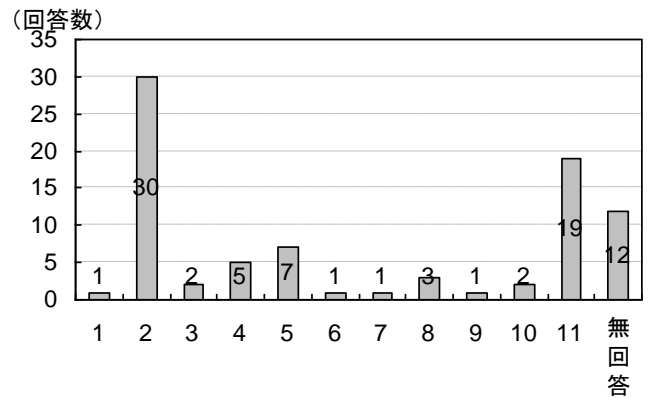


1. 一般廃棄物収集運搬業許可業者にごみとして出している
2. 一般廃棄物収集運搬業許可業者に資源物として出している
3. 事業用指定収集袋で出している
4. 産業廃棄物処理業者に処理を委託している
5. リサイクル業者に売却している
6. 処理費用を支払って直接リサイクル業者に資源化を依頼している
7. 企業内・企業グループ内でリサイクルしている
8. 納入業者（販売者）が回収している
9. 本社（本店）が一括しているので分からない
10. 建物の管理会社に任せているので分からない
11. 発生しない

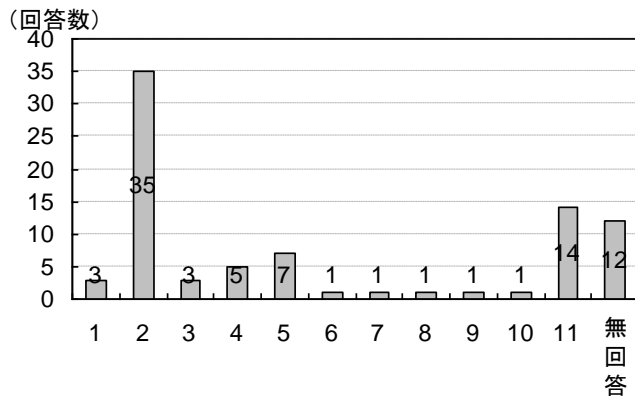
2) 食用廃油



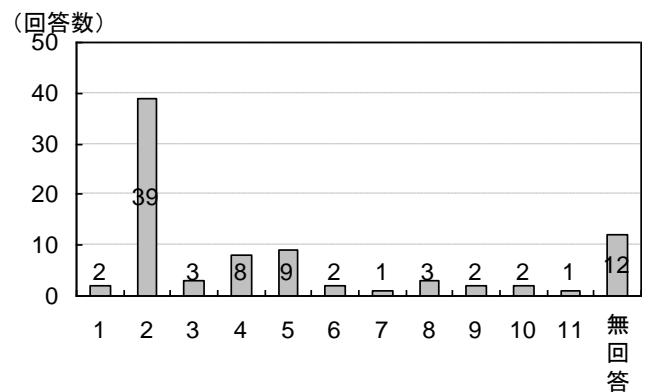
3) 新聞



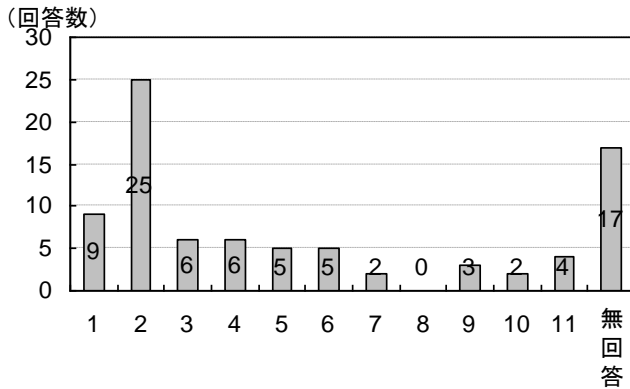
4) 雑誌



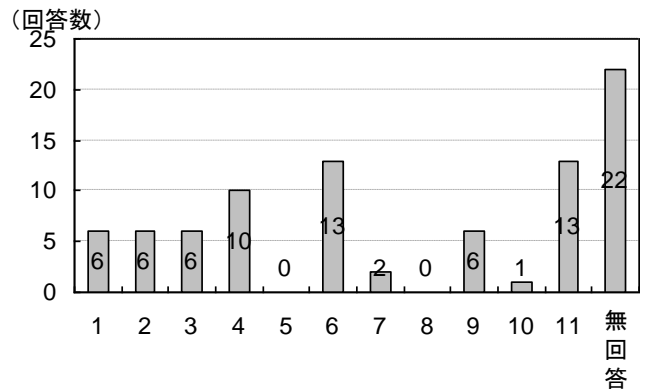
5) ダンボール



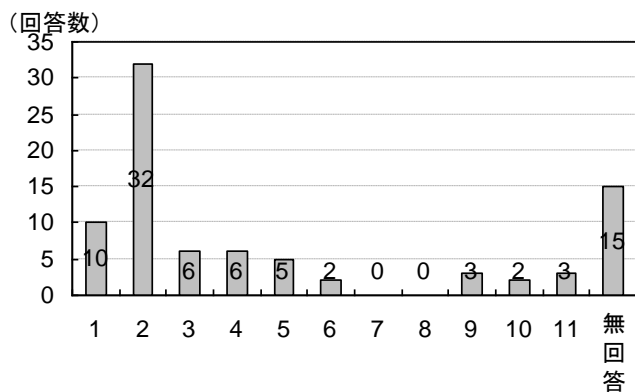
6) コピー用紙、OA用紙



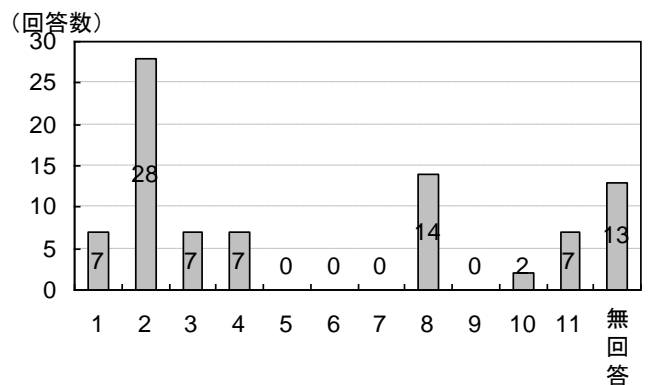
7) 機密文書



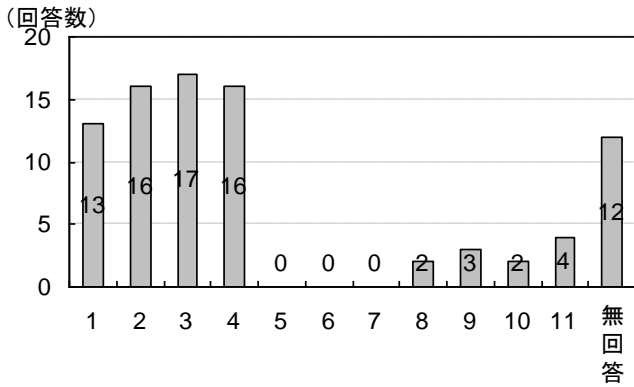
8) ぎつがみ



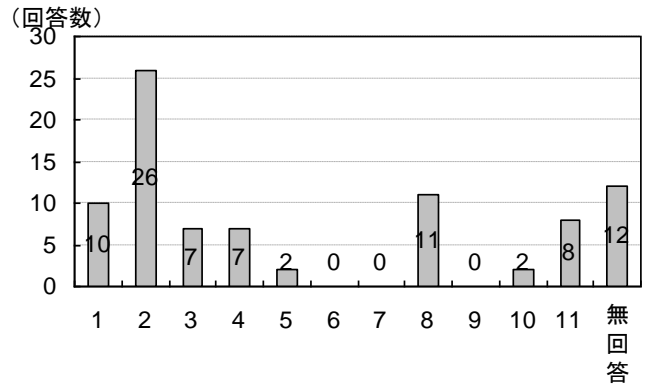
9) ペットボトル



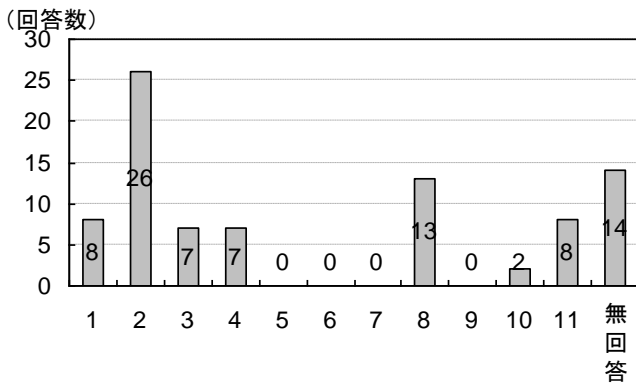
10) プラスチック類



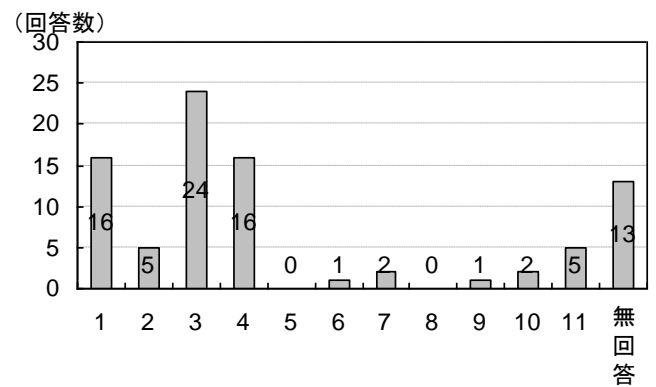
11) 缶類



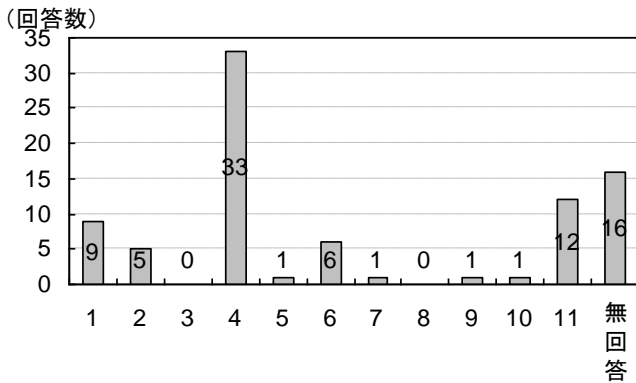
12) びん



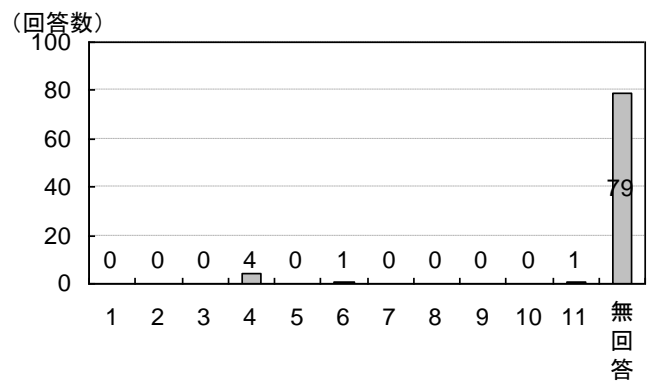
13) 不燃物



14) 粗大ごみ

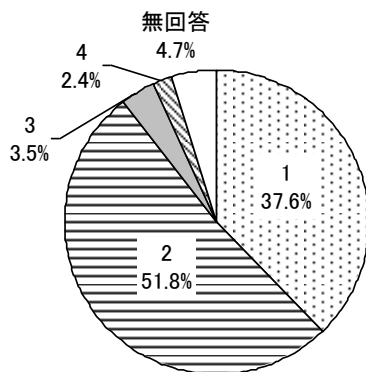


15) その他



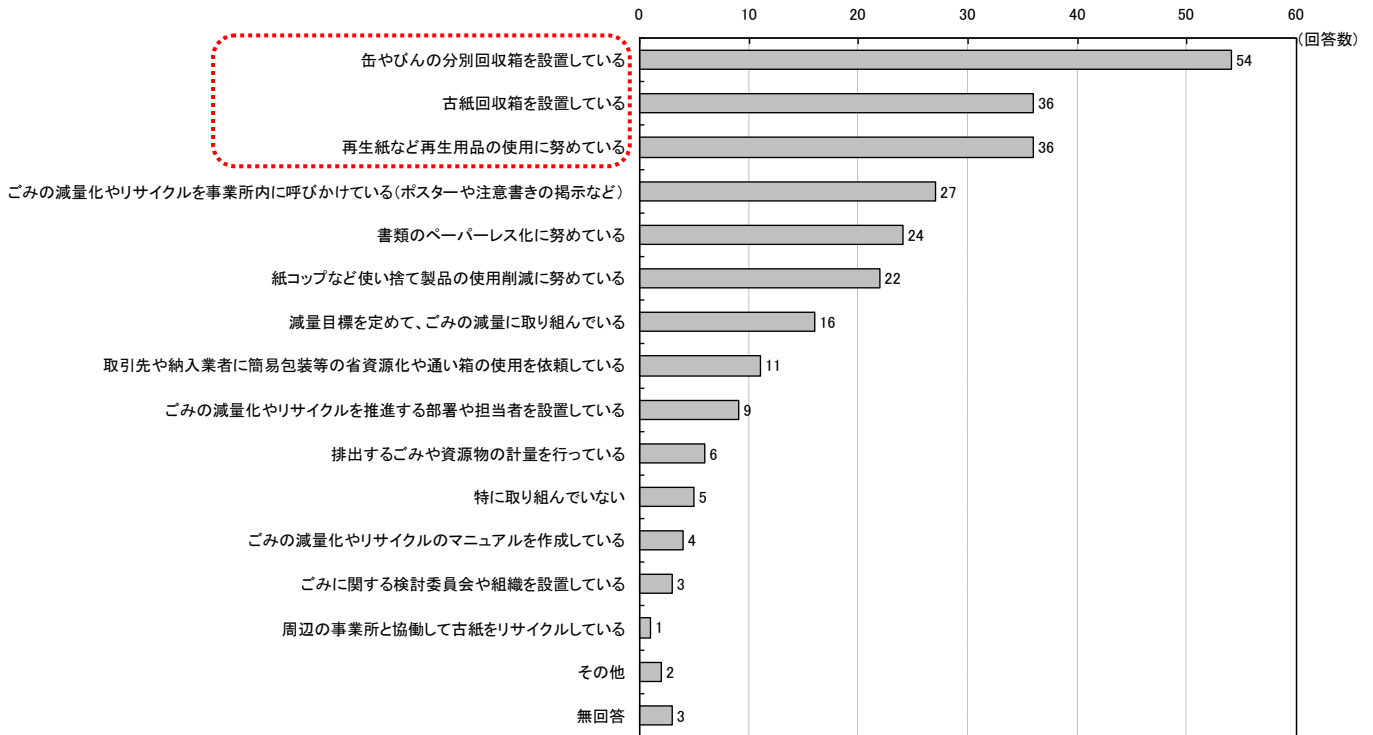
(内容) 植木の枝葉、鉄くず、医療廃棄物、
蛍光灯、乾電池等有害ごみ

問2 貴事業所のごみ減量・リサイクルに関する取り組みについてお聞きします。(○は1つ)

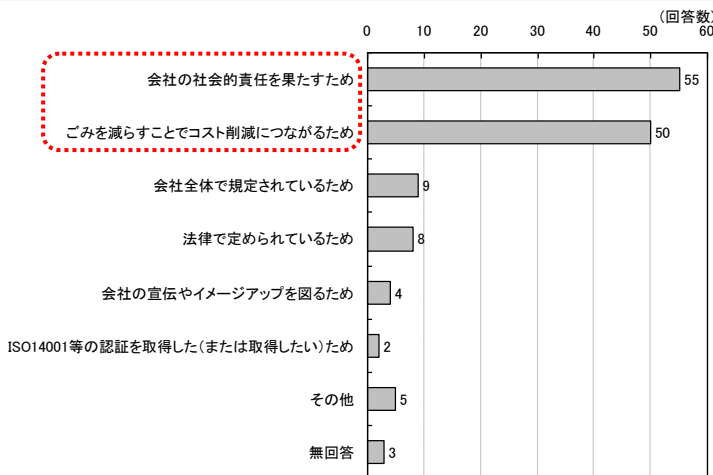


1. 積極的に取り組みを進めている
2. ある程度、取り組みを進めている
3. どちらかといえば取り組みには消極的である
4. ほとんど取り組んでいない

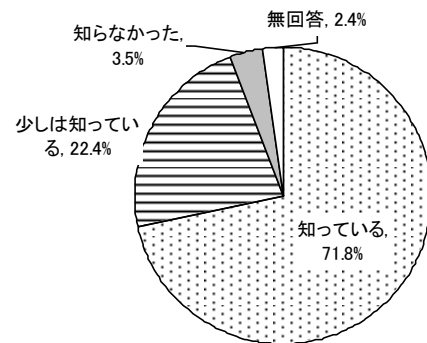
問3 貴事業所では、ごみ減量・リサイクルに関してどのような取り組みを行っていますか。(〇はいくつでも)



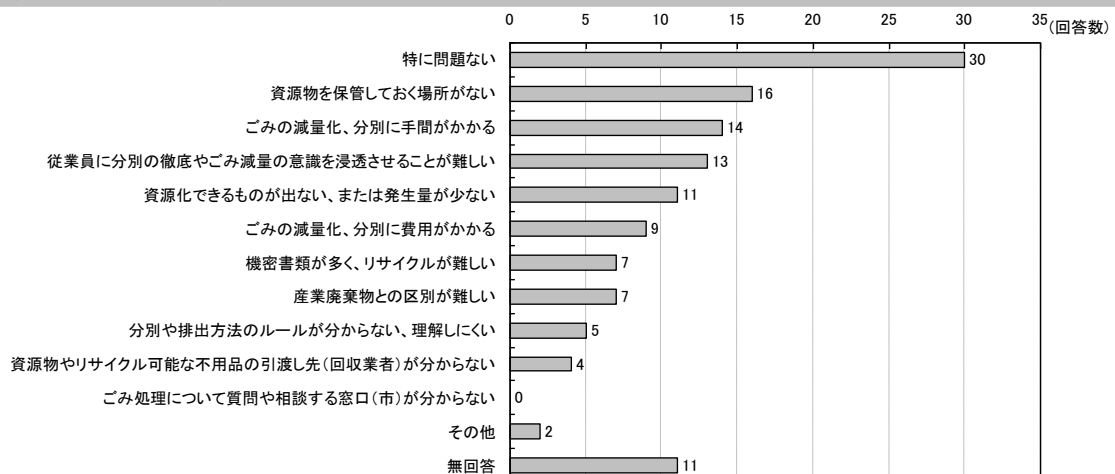
問4 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルに取り組む主な理由は何ですか。(〇はいくつでも)



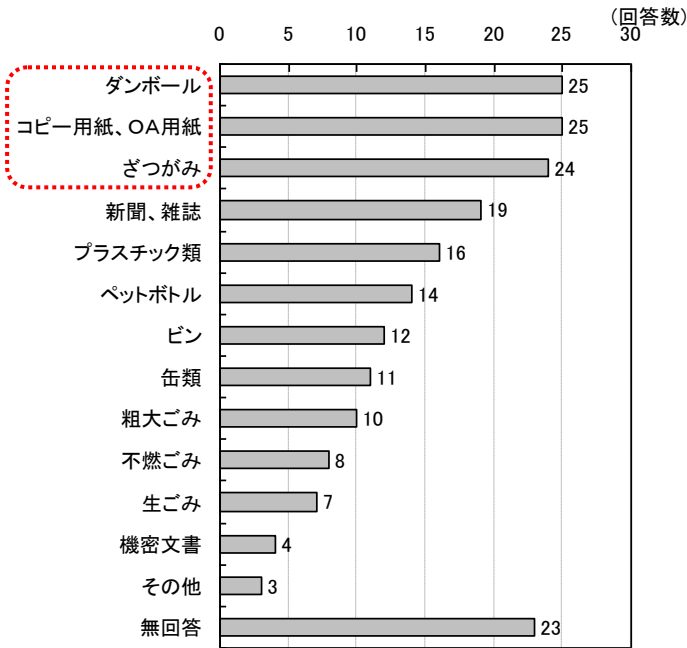
問5 事業活動によって発生するごみは事業者の責任において処理することが義務付けられていることを知っていましたか。(〇は1つ)



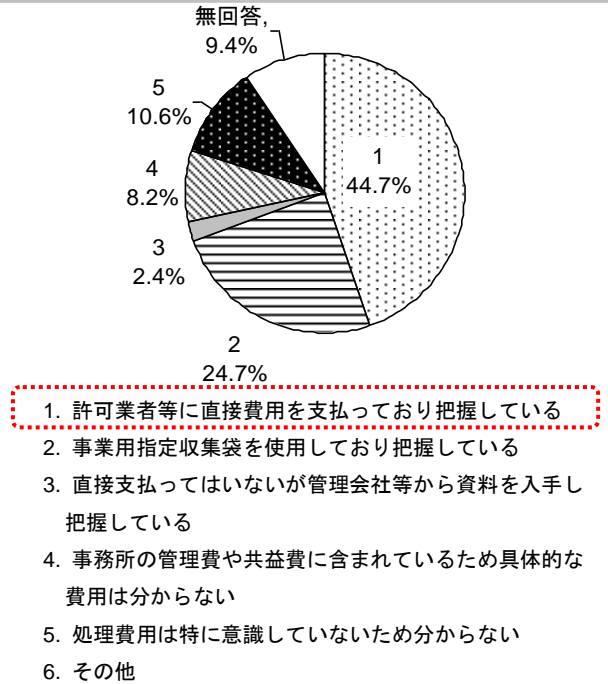
問6 貴事業所で、ごみ減量・リサイクルを進めていくうえでの主な問題点は何ですか。(〇はいくつでも)



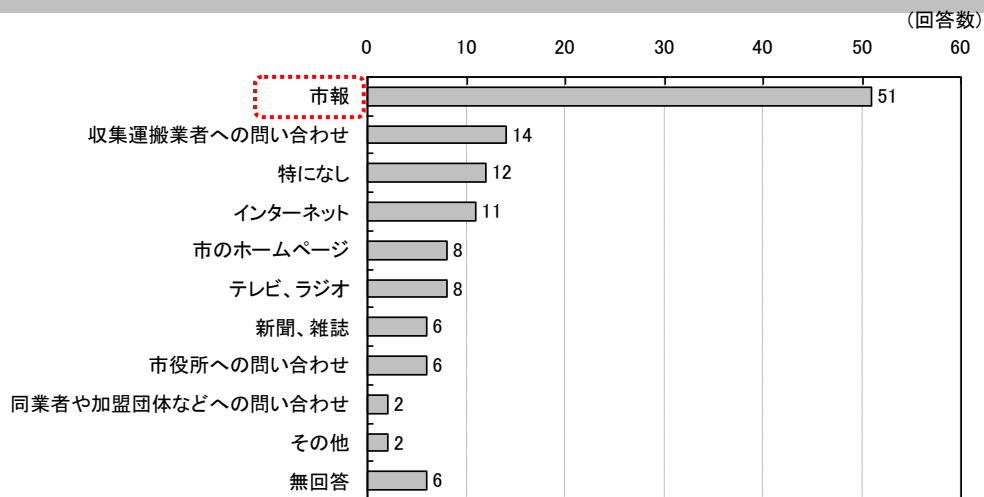
問7 貴事業所で、今後排出量を減らしたり、リサイクルに回したいと考えている品目はありますか。(〇はいくつでも)



問8 ごみ処理にかかっている費用について把握していますか。(〇は1つ)



問9 ごみ減量やリサイクルに関する情報をどのようにして入手していますか。(〇はいくつでも)



問10 ごみ減量・リサイクルを進めていくうえで、取り組みを促進するためにはどのような施策が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

